

## 第3章 今年度の現状と取組(目標に対する結果)

### 1 数字からみる福生市の環境

様々な環境測定結果や環境指標に見られる数字の5か年分のデータです。福生市の環境について、変化や現状を数字からみることができます。以下7項目について掲載します。なお、それぞれの項目ごとに用語説明を、また巻末には資料として詳細データ(数値データ)を載せています。

#### 1 大気汚染

- 1) 浮遊粒子状物質及び浮遊粒子状物質中に含まれる重金属 …… 19
- 2) 燃料に含まれるイオウ分 …… 21
- 3) 二酸化窒素 …… 22
- 4) 光化学オキシダント …… 23

#### 2 水環境

- 1) 河川および下水道(雨水管) …… 24
- 2) 地下水 …… 26
- 3) 工場排水 …… 28

#### 3 騒音・振動

- 1) 福生市における主要幹線交通の道路騒音・振動(要請限度) …… 30
- 2) 自動車騒音面的評価 …… 33
- 3) 航空機騒音 …… 36
- 4) 福生市における主要な道路騒音 …… 37

#### 4 苦情受付件数

- 1) 苦情受付件数 …… 39

#### 5 緑化

- 1) 保存樹林地、保存樹木、保存生垣奨励金・生垣設置補助金 …… 40

#### 6 ごみ

- 1) ごみ排出量 …… 41
- 2) 資源化量 …… 42
- 3) 粗大ごみ …… 43

#### 7 温室効果ガス

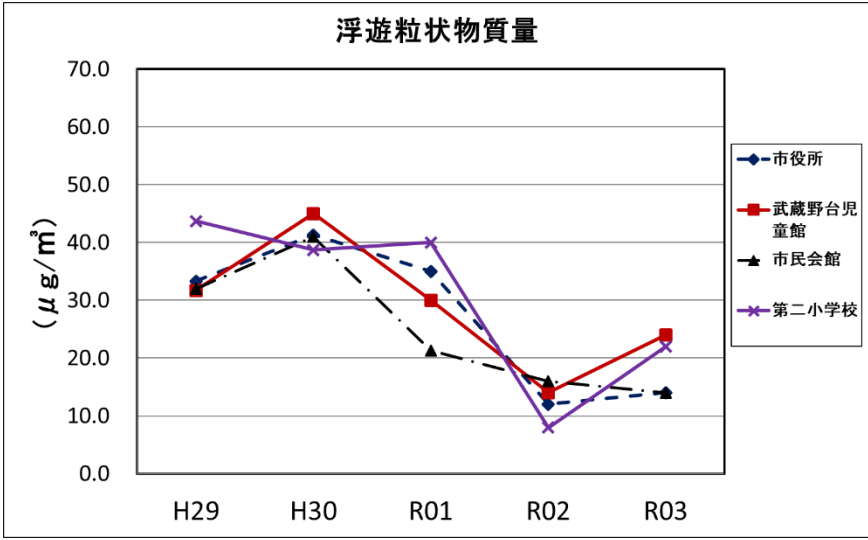
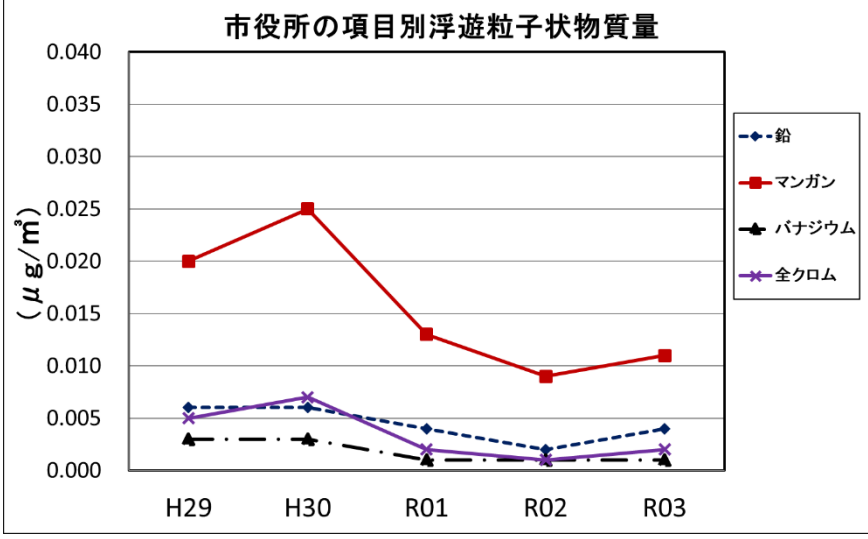
- 1) 温室効果ガス総排出量 …… 44

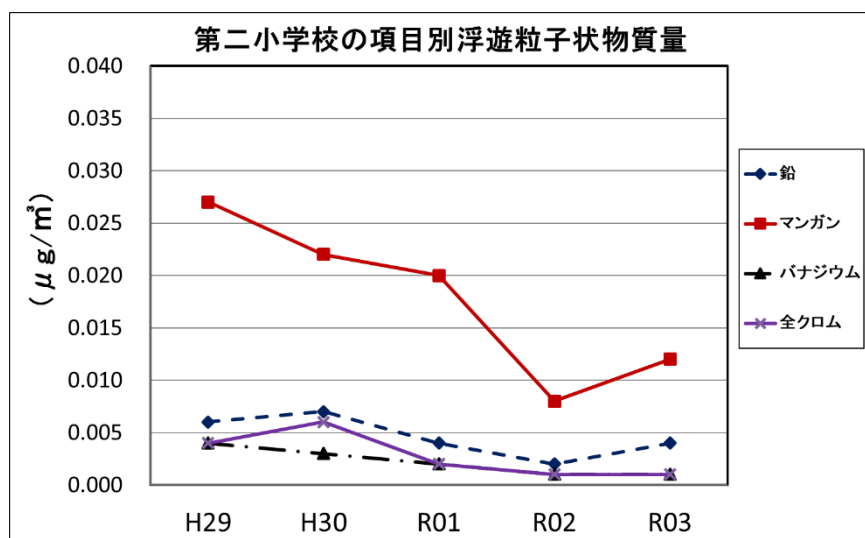
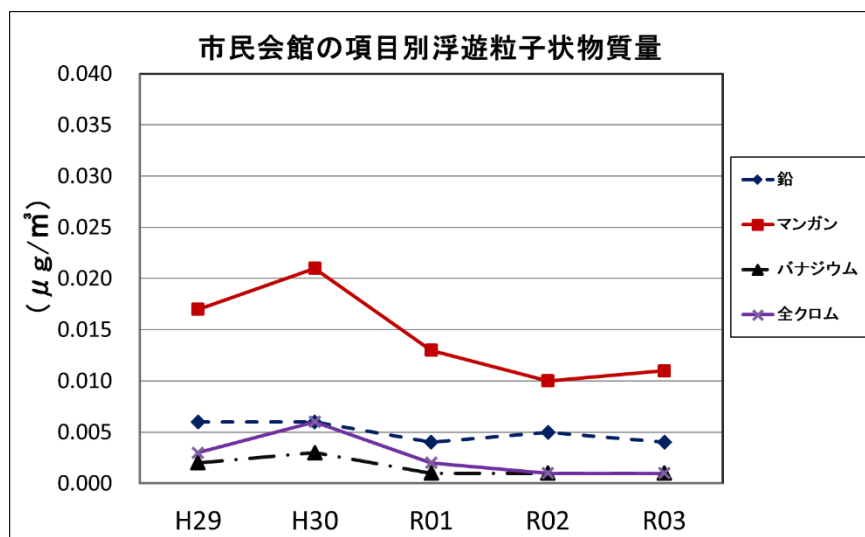
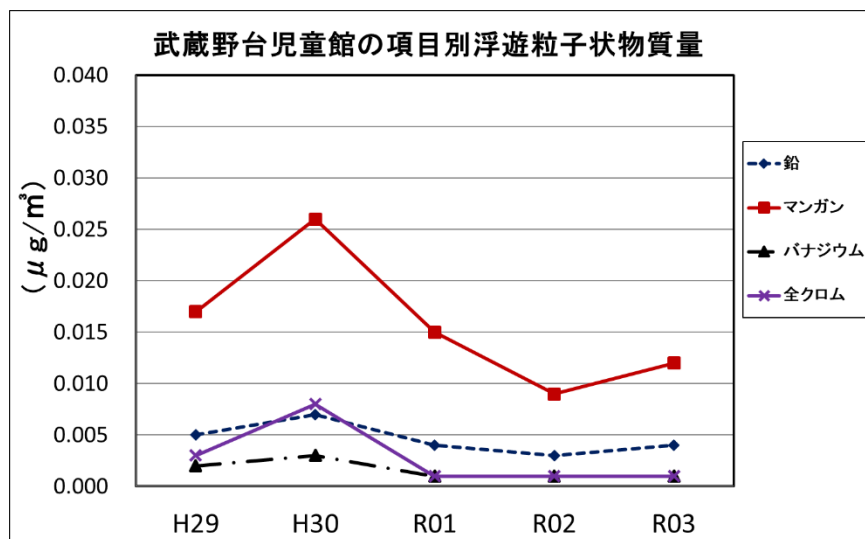
## 1 大気汚染

大気汚染は、工場、事業所、自動車から汚染物質が排出されることによって起こります。国の環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントを汚染物質とし、それぞれに基準値を定めています。

福生市では、市内の汚染状況を確認するため、浮遊粒子状物質、燃料に含まれるイオウ分、二酸化窒素を年1回監視測定しています(詳細は資料編 P89～P90 参照)。

また、東京都が設置している一般環境大気測定局(市役所屋上)では、環境基準に示されている物質について常時監視測定しています。令和3年度、光化学オキシダントの項目については、福生市を含む都内の全ての観測地点で環境基準値を達成していません。

項目名	1) 浮遊粒子状物質質量及び浮遊粒子状物質中に含まれる重金属		
目標値	環境基準	いつまで	長期(令和5年度)
結果	<div style="text-align: center;"> <p><b>浮遊粒状物質質量</b></p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p><b>市役所の項目別浮遊粒子状物質質量</b></p>  </div>		



第 3 章 今年度の現状と取組(目標に対する結果)

<b>用語説明</b>	
<b>浮遊粒子状物質 (SPM)</b>	<p>大気中に浮遊する粒子状物質であり、粒径が 10 μm 以下のものを言う。環境基準値は、1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup>以下かつ 1 時間値が 0.20mg/m<sup>3</sup>以下。大気中に長時間漂い、呼吸により肺や気管に沈着して場合によって慢性気管支炎を引き起こす。工場などから排出されるばいじんやディーゼル車の排出ガスなどに含まれる人為発生の粒子状物質と火山活動や風による土壌の巻き上げなどの自然発生によるものがある。</p> <p>(※福生市では 10 μm 以下に限らず測定の対象としている。)</p>
<b>鉛(大気中) (Pb)</b>	<p>蒼白色をした金属で、大気汚染防止法や東京都環境確保条例で、排出事業者ごとに基準値が決められている。食物や肺及び飲料水から体内に取り込まれる。体内に吸収されると血中に入り、神経系障害、頭痛、嘔吐等を引き起こす。</p>
<b>マンガン(大気中) (Mn)</b>	<p>純粋なものは銀白色をしており、鉄より硬いが非常に脆く、合金や乾電池、薬品などに用いられる。生物の必須微量元素で自然界にも存在する。大気汚染防止法によって、有害汚染物質に指定されている。人間は飲食物から 1 日 2mg から 8mg 摂取している。生体必須元素の一つであるが多量に摂取すると精神障害や肺炎、気管支炎といった呼吸器障害がおきる。マンガン鉱山、マンガン精錬所、マンガン工場からの粉じんや排煙などが原因で発生する。</p>
<b>バナジウム (V)</b>	<p>白色ないし灰白色の金属。地殻や土壌中に存在し、石油や石炭にも含まれる。金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令で規制されている。ばねや鉄鋼への添加材として使用されることが多い。人体への影響としては、接触性皮膚炎、結膜炎、皮膚腫瘍、気管支炎、急性肺炎等がある。</p>
<b>全クロム (Cr)</b>	<p>銀白色の硬くて脆い金属で、地殻中の存在量は、約 100mg/L。人体への影響としては、皮膚潰瘍、鼻中隔穿孔、肺がん等がある。</p>

<b>項目名</b>	2) 燃料に含まれるイオウ分																								
<b>目標値</b>	環境基準	いつまで	長期(令和 5 年度)																						
<b>結果</b>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業所</th> <th rowspan="2">燃料の種類 (重油)</th> <th rowspan="2">1 日の最大 使用量(L)</th> <th colspan="2">イオウ含有量(Wt%)</th> <th rowspan="2">環境基準 (0.8Wt%) 達成:○ 未達成:×</th> </tr> <tr> <th>令和 3 年度</th> <th>前年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>特 A</td> <td>1,000</td> <td>0.05 未満</td> <td>0.05 未満</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>特 A</td> <td>1,200</td> <td>0.05 未満</td> <td>0.05 未満</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※調査事業所数:2 事業所(燃料使用量 300L/日以上) 詳しいデータは、P90 をご参照ください。</p>					事業所	燃料の種類 (重油)	1 日の最大 使用量(L)	イオウ含有量(Wt%)		環境基準 (0.8Wt%) 達成:○ 未達成:×	令和 3 年度	前年度	A	特 A	1,000	0.05 未満	0.05 未満	○	H	特 A	1,200	0.05 未満	0.05 未満	○
事業所	燃料の種類 (重油)	1 日の最大 使用量(L)	イオウ含有量(Wt%)		環境基準 (0.8Wt%) 達成:○ 未達成:×																				
			令和 3 年度	前年度																					
A	特 A	1,000	0.05 未満	0.05 未満	○																				
H	特 A	1,200	0.05 未満	0.05 未満	○																				
<b>用語説明</b>	<p><b>燃料中イオウ分</b></p> <p>大気汚染物質の 1 つである SO<sub>2</sub>(二酸化硫黄)は、石油や石炭などイオウ分が含まれる化石燃料が燃えるときに発生することがわかっている。SO<sub>2</sub> は水に溶けやすく、水に溶けると亜硫酸となる。この SO<sub>2</sub> などが雨滴に溶けたものが酸性雨である。そこで、排出源である事業所の燃料中のイオウ分を測り、基準を超えないかを調べる。</p>																								

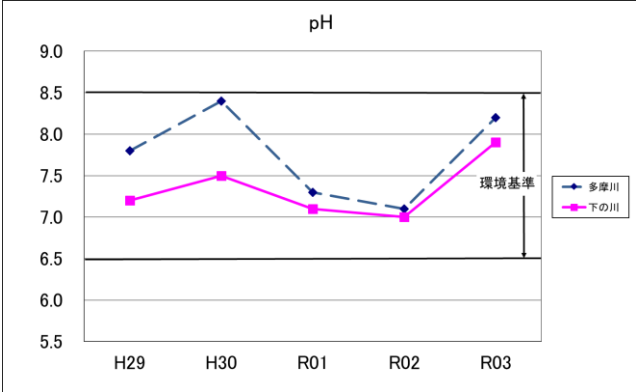
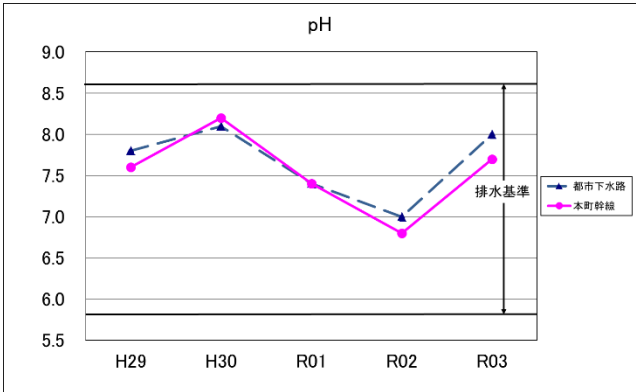
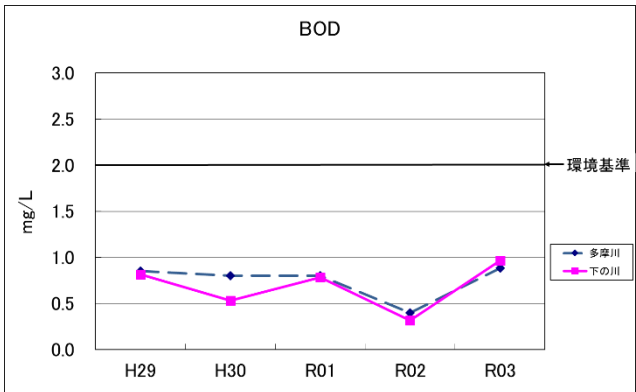
項目名	3)二酸化窒素		
目標値	環境基準	いつまで	長期(令和5年度)
結果			
用語説明 二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	<p>一酸化窒素と合わせて窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)と呼ばれる。光化学スモッグを引き起こす原因物質のひとつで、スモッグの茶褐色はこの NO<sub>2</sub> によるもの。呼吸器に対し影響を与え、呼吸時に苦痛が伴う場合もある。環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下である。ばい煙発生施設や自動車の排気ガスが原因で発生する。</p>		

<b>項目名</b>	4)光化学オキシダント																																																																
<b>目標値</b>	環境基準	いつまで	長期(令和5年度)																																																														
<b>結果</b>	<p>都の測定によると、令和3年度の光化学オキシダントの昼間年平均濃度は0.033ppmで、環境基準の0.06ppm以下となっていますが、濃度が環境基準を超えてしまうと、光化学スモッグの発生原因になります。多摩西部地域における都の光化学スモッグ注意報発令件数は、平成28年度以降、0件から2件で推移しています。市では、都の注意報を受けて、防災無線、学校等へのFAX、ふっさ情報メールで情報提供しています。</p> <p>&lt;光化学スモッグ注意報発令件数&gt; (光化学オキシダント0.12ppm以上で発令)</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和元年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区 東部</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>区 北部</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>区 西部</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>区 南部</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>多摩北部</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>多摩中部</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>多摩西部 (福生市)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>多摩南部</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>15</td> <td>18</td> <td>24</td> <td>25</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>						令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	区 東部	1	2	1	2	3	区 北部	2	2	1	2	5	区 西部	3	5	5	4	5	区 南部	1	5	5	3	3	多摩北部	3	2	5	6	2	多摩中部	2	1	5	4	1	多摩西部 (福生市)	0	0	1	2	1	多摩南部	3	1	1	2	0	合 計	15	18	24	25	20
	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度																																																												
区 東部	1	2	1	2	3																																																												
区 北部	2	2	1	2	5																																																												
区 西部	3	5	5	4	5																																																												
区 南部	1	5	5	3	3																																																												
多摩北部	3	2	5	6	2																																																												
多摩中部	2	1	5	4	1																																																												
多摩西部 (福生市)	0	0	1	2	1																																																												
多摩南部	3	1	1	2	0																																																												
合 計	15	18	24	25	20																																																												
<b>用語説明</b>	<p><b>光化学オキシダント</b> 自動車や工場などから排出された大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽光線の紫外線によって化学反応をおこし、生成される過酸化物の総称。</p> <p><b>光化学スモッグ</b> 夏の日差しが強く無風状態のときに発生しやすく、目が刺激でチカチカしたり、のどが痛くなったり、時には視力障害や呼吸困難を引き起こす。光化学オキシダントが原因物質とされ、その濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、その状態が継続すると認められる場合に注意報が発令される。典型的なスモッグは、ラッシュアワーの都市交通が原因だが、最近では東アジアからの流入による越境大気汚染と都市大気汚染の両者が原因と考えられている。</p>																																																																

### 光化学スモッグ注意報はなぜ発令されるの？

光化学スモッグは、窒素酸化物と揮発性有機化合物(VOC)を微量に含む大気が紫外線を受け、光化学反応(光のエネルギーによって起こる反応)を起こし、発生した煙(smoke)と霧(fog)の混合物です。夏は日差しが強いため、光化学反応が起こりやすくなります。反応が起こると、オキシダントやアルデヒド、微小な粒子状の物質(浮遊粒子状物質)などが大気中にでき、その濃度が高い場合には人体に被害が発生することがあります(日本では、杉並区の学校校庭でクラブ活動中の女子高校生たちが呼吸困難で倒れた事例があります)。そのため、東京都知事は、大気中の汚染が人の健康に影響を及ぼす恐れがある場合に注意報を発令しています。光化学スモッグは、原因となる物質が大気の流れで反応しながら郊外へ流れていくため、都心部よりもその周辺部で多く発生する傾向があります。西多摩地域は山が多く、南風が吹き込む傾向があり、都内では光化学スモッグができやすい地域です。市民の皆さんも注意報が発令された場合には外出を控えるなどの対策をお願いします。

2 水環境

項目名	1)河川および下水道(雨水管)		
目標値	環境基準	いつまで	長期(令和 5 年度)
結果	<p>河川水質の環境基準は、国の「生活環境の保全に関する環境基準」を使用します。市では、pH(水素イオン濃度)、BOD(生物化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質質量)について、多摩川、下の川、都市下水路、本町幹線のうち 7 箇所で行って年 6 回定期的に調査しています。多摩川については、流域の 2 区 17 市が協議会をつくり、基準項目などの合同調査を年 2 回実施しています。</p> <p>市の調査項目の令和 3 年度の年間平均については、全ての項目、基準値に関して達成しています(資料編 P91～P94 参照)。</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;">    </div>		

	<p>The figure consists of three vertically stacked line graphs. The top graph is titled 'BOD' and shows concentrations in mg/L on the y-axis (0.0 to 165.0) against five locations on the x-axis (H29, H30, R01, R02, R03). A horizontal line at approximately 160 mg/L is labeled '排水基準'. Two data series are shown: '都市下水道' (blue line with triangles) and '本町幹線' (pink line with circles). Both series show very low BOD levels, consistently below 5 mg/L. The middle graph is titled 'SS' and shows concentrations in mg/L on the y-axis (0.0 to 27.5) against the same five locations. A horizontal line at approximately 25 mg/L is labeled '排水基準'. Two data series are shown: '多摩川' (blue line with triangles) and '下の川' (pink line with circles). The '下の川' series shows a significant peak at R02, reaching approximately 8 mg/L. The '多摩川' series shows a peak at R02, reaching approximately 5 mg/L. The bottom graph is titled 'SS' and shows concentrations in mg/L on the y-axis (0.0 to 210.0) against the same five locations. A horizontal line at approximately 200 mg/L is labeled '排水基準'. Two data series are shown: '都市下水道' (blue line with triangles) and '本町幹線' (pink line with circles). Both series show very low SS levels, consistently below 10 mg/L.</p>
<p><b>用語説明</b></p> <p><b>pH</b></p> <p><b>BOD</b></p> <p><b>SS</b></p>	<p>水素イオン濃度。水の酸性・中性・アルカリ性の度合いを示す指標となる。pH7 が中性でそれよりも数字が大きくなると(pH10 など)アルカリ性、小さくなると(pH3 など)酸性になる。川や湖が極端に酸性化すると水は澄んできれいになるが、そこには一匹の魚もない死の水となる。川や湖の水が強いアルカリ性を示す場合は、近くに強いアルカリの廃液を出す場所があると考えられる。</p> <p>Biochemical oxygen demand の略。生物化学的酸素要求量のこと。好気性バクテリアにより分解される、水中にある有機物の量の目安。正確には、バクテリアに適切な環境下において、水中の有機物を酸化分解するのに必要な酸素量で、水質汚濁の指標の 1 つとなる。</p> <p>Suspended Solids の略。浮遊物質のこと。SS は水の外見上の“きれいさ”を決める最大の要因。水中に浮遊している直径 0.5～1 μm フィルターに残存する物質のことで、粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。河川での SS の環境基準値は類型別に定められており、25mg/L 以下～100mg/L 以下。ただし、河川の SS は粘土などであったり、雨による増水で巻き上げられた砂であったりするので、値が高いから汚いとは限らない。</p>



第3章 今年度の現状と取組(目標に対する結果)

項目名	2)地下水																																																																																																																																																																																																																											
目標値	環境基準	いつまで						長期(令和5年度)																																																																																																																																																																																																																				
結果	<p>地下水は地下水汚染の監視を目的に、民間の井戸で水質調査を実施しています。令和3年度は、地点4、6において一般細菌の基準値を達成していませんが他の地点において基準を達成しています。詳細データは資料編(P95～P97)に掲載しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位</th> <th>基準値</th> <th>地点1</th> <th>地点2</th> <th>地点3</th> <th>地点4</th> <th>地点5</th> <th>地点6</th> <th>地点7</th> <th>地点8</th> <th>地点9</th> <th>地点10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</td> <td>mg/L</td> <td>10以下</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン</td> <td>mg/L</td> <td>200以下</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>有機物(TOCの量)</td> <td>mg/L</td> <td>3以下</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>一般細菌</td> <td>個/mL</td> <td>100以下</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数</td> <td></td> <td>検出されないこと</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>鉄</td> <td>mg/L</td> <td>0.3以下</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>マンガン</td> <td>mg/L</td> <td>0.05以下</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>pH</td> <td></td> <td>5.8～8.6</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>臭気</td> <td></td> <td>異常でないこと</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>味</td> <td></td> <td>異常でないこと</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>色度</td> <td></td> <td>5度以下</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>濁度</td> <td></td> <td>2度以下</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>mg/L</td> <td>0.01以下</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>mg/L</td> <td>0.01以下</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>mg/L</td> <td>1以下</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(基準達成○ 未達成×)</p>													単位	基準値	地点1	地点2	地点3	地点4	地点5	地点6	地点7	地点8	地点9	地点10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	塩化物イオン	mg/L	200以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有機物(TOCの量)	mg/L	3以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一般細菌	個/mL	100以下	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	大腸菌群数		検出されないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鉄	mg/L	0.3以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	マンガン	mg/L	0.05以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	pH		5.8～8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	臭気		異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	味		異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	色度		5度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	濁度		2度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	単位	基準値	地点1	地点2	地点3	地点4	地点5	地点6	地点7	地点8	地点9	地点10																																																																																																																																																																																																																
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																
塩化物イオン	mg/L	200以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																
有機物(TOCの量)	mg/L	3以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																
一般細菌	個/mL	100以下	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																
大腸菌群数		検出されないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																
鉄	mg/L	0.3以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																
マンガン	mg/L	0.05以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																
pH		5.8～8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																
臭気		異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																
味		異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																
色度		5度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																
濁度		2度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																
用語説明	<p><b>亜硝酸(HNO<sub>2</sub>)</b> 動植物の腐敗物、排泄物などによる水環境の汚染の代表的な指標の一つ。水中の酸素を多量に消費するので、亜硝酸性窒素が多量に含まれると、酸素が著しく少なくなり、魚等の生物が窒息死する。</p> <p><b>塩化物イオン(Cl<sup>-</sup>)</b> 海水中には約19g/L、表流水中では一般に数mg/L程度含まれる。海岸地帯では海水の浸透、風送塩の影響で表流水中の濃度が高くなることもある。水道法水質基準値は、200mg/L以下。塩素イオンが増加した場合、家庭排水、工場排水、し尿等の混入汚染が考えられるため、人為的汚染の有無を判断する指標ともなる。</p>																																																																																																																																																																																																																											

<p><b>全有機体炭素 (TOC)</b></p>	<p>Total Organic Carbon の略。水中に含まれる有機物中の炭素の総量を測定することにより水の汚 れの度合いを知ろうとする指標の一つ。以前は、有機物量の指標として過マンガン酸カリウム消費量が 使用されていたが、有機物の種類によって値が変動することや測定精度が安定しないこと等、様々な問 題が生じ、過マンガン酸カリウム消費量に代えて TOC が導入された。水道法水質基準値は、3mg/L 以 下。TOC の値を上昇させる原因としては、空気中の塵やほこり等の有機物や有機性の気体等が検体に 溶け込むことが挙げられる。</p>
<p><b>一般細菌</b></p>	<p>従属栄養細菌のうち混血動物の体温付近で比較的短時間に集落を形成する細菌を言う。一般細菌 にはさまざまなものがあるが、水生細菌群、土壌由来細菌群、下水由来細菌群の 3 群に分けられる。 水道法水質基準では、1mL 中の集落数が 100 個以下。河川水では水温の変化や降雨によって著しく影 響を受けるので、細菌数が多い値を示しても、必ずしもし尿などの汚染の影響を受けているとは言えな い。</p>
<p><b>大腸菌群数</b></p>	<p>大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のこと。河川での大腸菌群数の環境基準値は類型別 に定められており、100mL 中の量が 50MPN 以下～5000MPN 以下。飲料水は検出するだけで不適合と なる。水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われる。</p>
<p><b>鉄(Fe)</b></p>	<p>自然界において酸素、ケイ素、アルミニウムについて多く存在する物質で、地殻中に約 5.6%含まれ ており、自動車、鉄道、機械など広い範囲に使用されている。流域の地質によっては自然水中にもかな り多量に含まれているので、水質調査では普通溶解性のものだけを問題とする。また、鉄は、生物にと って重要な栄養素の一つで、通常の自然水でみられるような濃度ではその毒性が問題になることはな いが、鉄分が多いと水に臭味や色がつくことがある。水道法水質基準値は、0.3 mg/L 以下。</p>
<p><b>マンガン(Mn)</b></p>	<p>灰白色または銀色の脆い金属で、地殻中に約 950mg/kg、海水中には約 0.3 µg/L 含まれている。主 な用途としては、特殊鋼、乾電池、写真材料、ガソリン中のアンチノック剤等がある。生体必須元素の一 つであるが、多量に摂取すると神経障害を中心とする慢性中毒を起こす。鉄と同様の理由で、水質調 査では通常、溶解性のものだけを問題とする。水道法水質基準値は、0.05 mg/L 以下。 汚染場所は、マンガン鉱山、マンガン精錬所、マンガン工場からの粉じんや排煙など。</p>
<p><b>pH</b></p>	<p>P25 に記載済み</p>
<p><b>トリクロロエチレン</b></p>	<p>無色透明の液体。主な用途としては、金属機械部品等の脱油洗浄、ドライクリーニング、香料等の抽 出、染料の溶剤等がある。人体への影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られている。環 境基準値は 0.01 mg/L 以下。工場からの廃液等による地下水汚染の進行が懸念されている。</p>
<p><b>テトラクロロエチ レン</b></p>	<p>揮発性有機塩素系化合物の一種で無色透明の液体。主な用途としては、ドライクリーニング、溶剤等 がある。人体への影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られている。環境基準値は、0.01 mg/L 以下。工場からの廃液等による地下水汚染の進行が懸念されている。</p>
<p><b>1, 1, 1-トリクロ ロエタン</b></p>	<p>有機塩素化合物の一種で甘い臭いを持つ無色透明の液体。主な用途としては、金属洗浄剤、ドライ クリーニング用溶剤等がある。人体への影響としては、中枢神経障害が知られている。環境基準値は、 1 mg/L 以下。工場からの廃液等による地下水汚染の進行が懸念されている。</p>

項目名	3)工場排水																																																		
目標値	環境基準	いつまで	長期(令和5年度)																																																
結果	<p>工場排水は、水質汚濁防止法の排水基準を使用しています。令和3年度調査の結果、A工場はpH(水素イオン濃度)を除き、全ての項目で基準値を達成しています。詳細データは資料編(P97)に掲載しています。</p> <table border="1" data-bbox="432 555 1353 1144"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位</th> <th>基準値</th> <th>A工場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>pH(水素イオン濃度)</td> <td></td> <td>5.8~8.6</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>pH測定時水温</td> <td>℃</td> <td>40℃以下</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>BOD(生物化学的酸素要求量)</td> <td>mg/L</td> <td>160</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>COD(化学的酸素要求量)</td> <td>mg/L</td> <td>160</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>SS(浮遊物質量)</td> <td>mg/L</td> <td>200</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>mg/L</td> <td>0.03</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>mg/L</td> <td>0.1</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>水銀、アルキル水銀及びその他の化合物</td> <td>mg/L</td> <td>0.005</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>銅含有量</td> <td>mg/L</td> <td>3</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>亜鉛含有量</td> <td>mg/L</td> <td>2</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>溶解性鉄含有量</td> <td>mg/L</td> <td>10</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(基準達成○ 未達成×)</p>				単位	基準値	A工場	pH(水素イオン濃度)		5.8~8.6	×	pH測定時水温	℃	40℃以下	○	BOD(生物化学的酸素要求量)	mg/L	160	○	COD(化学的酸素要求量)	mg/L	160	○	SS(浮遊物質量)	mg/L	200	○	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03	○	鉛及びその化合物	mg/L	0.1	○	水銀、アルキル水銀及びその他の化合物	mg/L	0.005	○	銅含有量	mg/L	3	○	亜鉛含有量	mg/L	2	○	溶解性鉄含有量	mg/L	10	○
	単位	基準値	A工場																																																
pH(水素イオン濃度)		5.8~8.6	×																																																
pH測定時水温	℃	40℃以下	○																																																
BOD(生物化学的酸素要求量)	mg/L	160	○																																																
COD(化学的酸素要求量)	mg/L	160	○																																																
SS(浮遊物質量)	mg/L	200	○																																																
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03	○																																																
鉛及びその化合物	mg/L	0.1	○																																																
水銀、アルキル水銀及びその他の化合物	mg/L	0.005	○																																																
銅含有量	mg/L	3	○																																																
亜鉛含有量	mg/L	2	○																																																
溶解性鉄含有量	mg/L	10	○																																																
用語説明	<p><b>pH</b> P25に記載済み</p> <p><b>BOD</b> P25に記載済み</p> <p><b>COD</b> Chemical Oxygen Demandの略。化学的酸素要求量。CODの値が高いと、水中の酸素を消費する物質がたくさん入っていると考えられ、生活排水などが混入していると考えられる。COD値が高いと水中の酸素が不足し、生物が住めなくなる。水の汚れを示す代表的な指標。</p> <p><b>SS</b> P25に記載済み</p> <p><b>カドミウム(Cd)</b> 青白色の光沢を持つ柔らかい金属。地殻中の存在量は約0.02mg/kgとわずかであるが、亜鉛と共存する形で自然界に広く分布しており、特に汚染を受けていない地表水や地下水中でも、亜鉛の1/100から1/150程度の量(約0.1~0.5µg/L)が含まれると言われている。主な用途としては、顔料、プラスチック、電池、金属加工等がある。人体に対する毒性は強く、急性毒性では数グラムの摂取で激しい胃腸炎を起こす。公害病として有名なイタイイタイ病は、顔料、プラスチック、電池、金属加工工場からの排水が原因とされ、慢性中毒による腎機能障害、カルシウム代謝異常に、妊娠、授乳、栄養素としてのカルシウム不足などの要因が重なって発症した重症の骨軟化症とされている。排水基準値は、0.03 mg/L以下。</p>																																																		

鉛(Pb)	<p>蒼白色のやわらかく重い金属で、地殻中の存在量は約 13mg/kg。古くから人類に利用されてきた金属の 1 つで、現在でもそのさびにくさ、加工しやすさを利用して鉛管、板、蓄電池等、金属のまま使用されるほか、その化合物も広く利用されている。人体への影響としては、貧血や中枢神経等への影響がある。排水基準値は、0.1 mg/L 以下。鉛蓄電池、ハンダ、顔料、塗料、うわぐすり等の工場からの排水が原因で環境に影響を及ぼす。</p>
水銀(Hg)	<p>無機水銀と有機水銀をあわせたもの。水銀は銀白色で、常温では唯一の液体金属。地殻中の存在量は約 0.08mg/kg で、主に赤色硫化物である辰砂(HgS)として産出される。水銀は古くから知られており、防腐、消毒等のほか金鉱山での金の精錬にも使用されてきた。現在でも化学品製造、医薬品、乾電池などに使用されている。排水基準値は、0.005 mg/L 以下。慢性中毒では興奮傾向、不眠といった中枢神経への影響が見られ、化学工業、化学薬品製造工場、食塩電解工場、医薬品製造工場等での製造工程において水銀を使用する場合があります、排水中に含まれることが多い。</p>
銅(Cu)	<p>銀に次いで電気を通しやすい金属である。自然界に広く分布しており、地殻中に約 55mg/kg、海水中に約 0.6 µg/L 含まれている。主な用途としては、電線、合金、貨幣、農薬や医薬品の製造原料等がある。生体必須元素の 1 つであるが、大量に摂取すると慢性中毒を起こす。排水基準値は、3.0 mg/L 以下。銅の汚染源としては、鉱山排水、金属関係工場からの排水、大気粉塵からの溶出などがある。</p>
亜鉛(Zn)	<p>青みを帯びた銀白色の金属である。自然界に広く分布しており、地殻中に約 70mg/kg、海水中には約 0.004mg/L 含まれる。主な用途としては、鉄製品のメッキ、乾電池の陰極、合金等がある。生体必須元素の 1 つであるが、大量に摂取すると呼吸器や消化器に障害を起こす。排水基準値は、2.0 mg/L 以下。亜鉛の汚染源としては、鉱山排水、金属製品工場の排水等があげられる。</p>
鉄(Fe)	<p>P27 に記載済み</p>

河川に与える生活排水の影響は？  
～ 一人ひとりの心がけできれいな多摩川を未来へ ～

福生市民の身近な憩いの場である多摩川は、高度経済成長期の 1960 年代ごろには、工場からの産業排水や家庭からの洗剤などを含む生活排水が流れ込み、白い泡が川一面に浮かんでしまうなど、今からは想像できないほど汚れてしまっていました。

洗剤には、たくさんの泡が消えずに残り、魚などに悪い影響を与えていた界面活性剤の他に、植物プランクトンの栄養となる窒素やリンなどが含まれており、このような物質が増える状態を河川の富栄養化と言います。富栄養化が進むと、植物プランクトンの増大が著しくなり、水面が青緑色になるアオコの発生や、海に流れ込んで赤潮を発生させ、生態系の破壊を招くことにもなります。

水質を改善させるための法律の制定や、生活排水を含む汚水を流すための下水道の整備が進み、工場や各家庭の努力もあって、現在の多摩川があります。

福生市の場合も、1985 年度に生活排水を含む汚水を流すための下水道の普及率が 100%になったことから、今現在では家庭から出される生活排水は、下水道を通して昭島市にある浄水施設である多摩川上流水再生センターで高度処理され、再生水として多摩川に放流されることとなり、直接多摩川に流れ込むことはありません。

ですが、好き勝手に排水してしまえば、下水道や浄水施設などの故障を招くことになります。「食事は食べられる分だけ作り、残さないよう心掛ける」、「食器は汚れをふき取り、洗剤の使用量を減らす」、「使用済み油はそのまま流さず、固形化して処分する」など、一人ひとりの心がけでみんなの多摩川を守り育て、未来へつなげるとともに、広く水資源の保全に取り組みましょう。

### 3 騒音・振動

道路から発生する自動車騒音・振動及び市域に存在する横田基地に起因する航空機騒音が、市内における主な騒音・振動として挙げられます。

道路交通騒音に関しては、騒音規制法第17条に基づき、要請限度(設定された数値を超えて、かつ、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請できる数値)が設定されています。道路交通振動に関しても、振動規制法第16条に基づき、要請限度が設定されています。さらに騒音規制法第18条に基づき、自動車騒音の状況を常時監視しなければならないとされています。

航空機騒音に関しても、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準(環境基準)が設定されています。

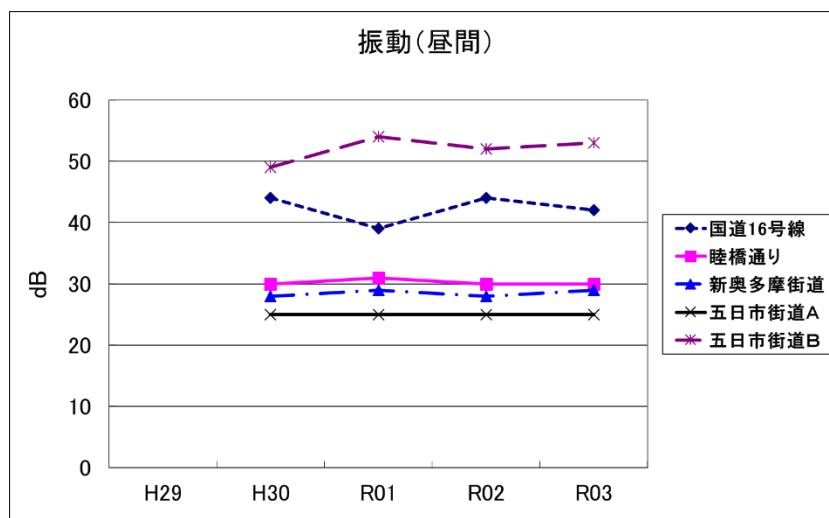
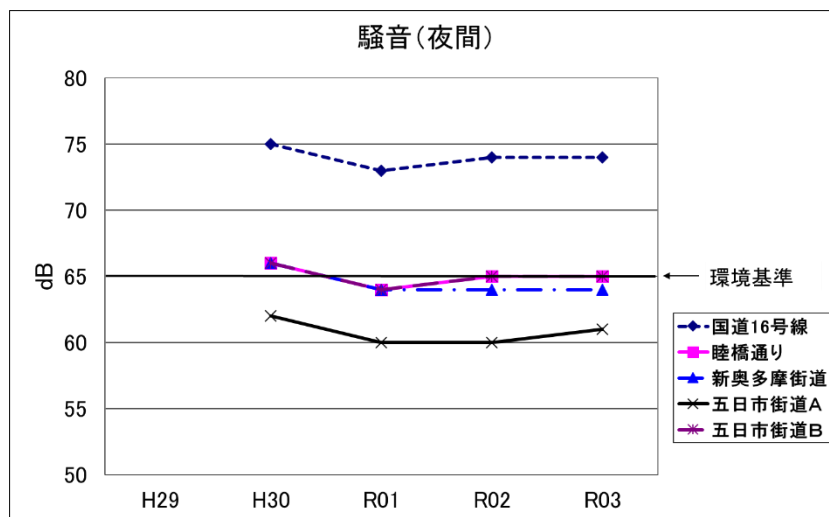
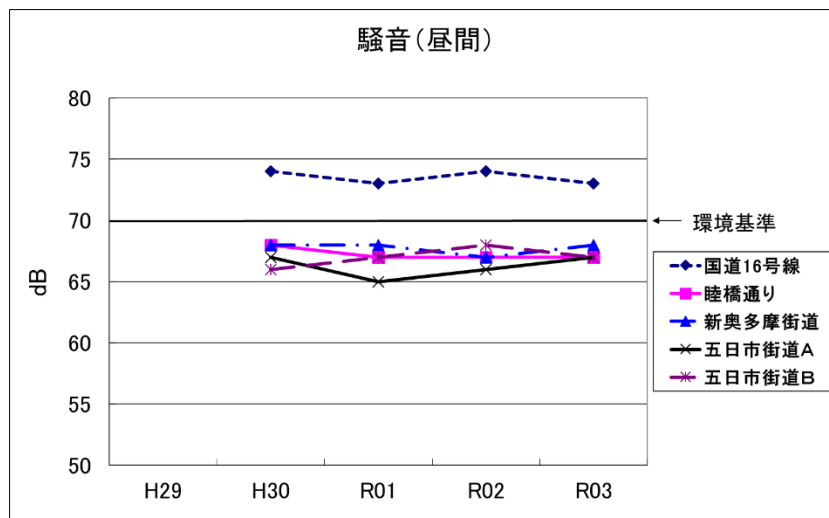
上記に基づき、1)福生市における主要幹線交通の道路騒音・振動(振動は平成26年度より調査)、2)自動車騒音面的評価、3)航空機騒音、4)福生市における主要な道路騒音、の4項目を調査しています。

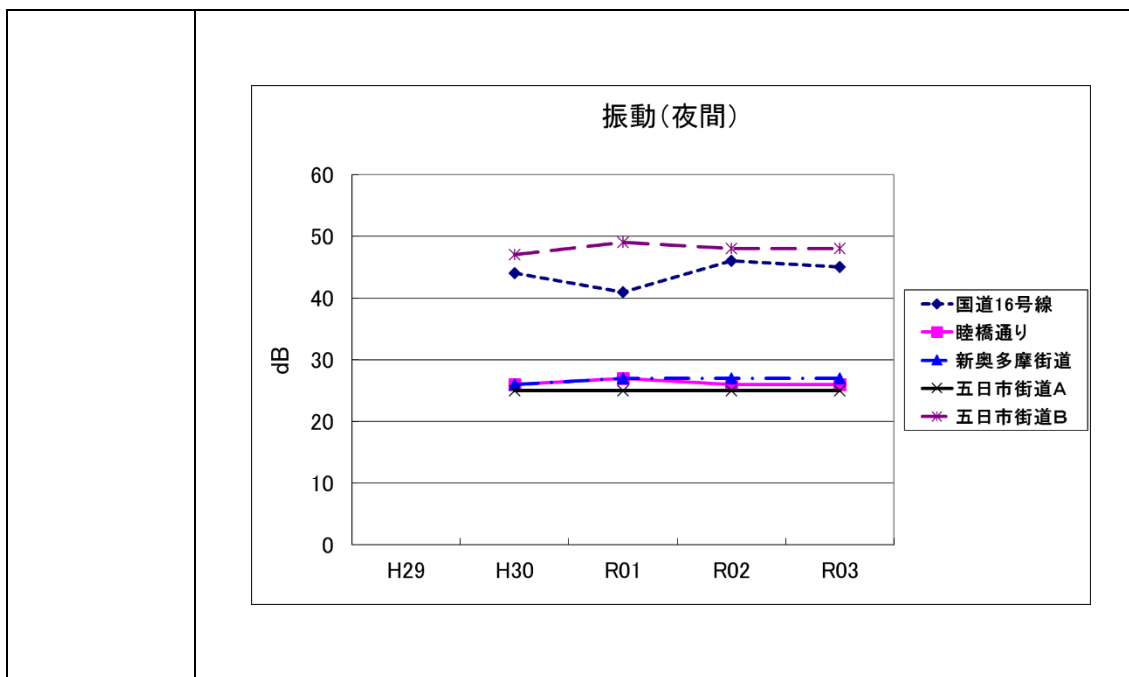
令和3年度については、国道16号の夜間騒音が要請限度を超過しているとともに、面的評価についても、国道16号の一部区間において達成率が低くなっています。

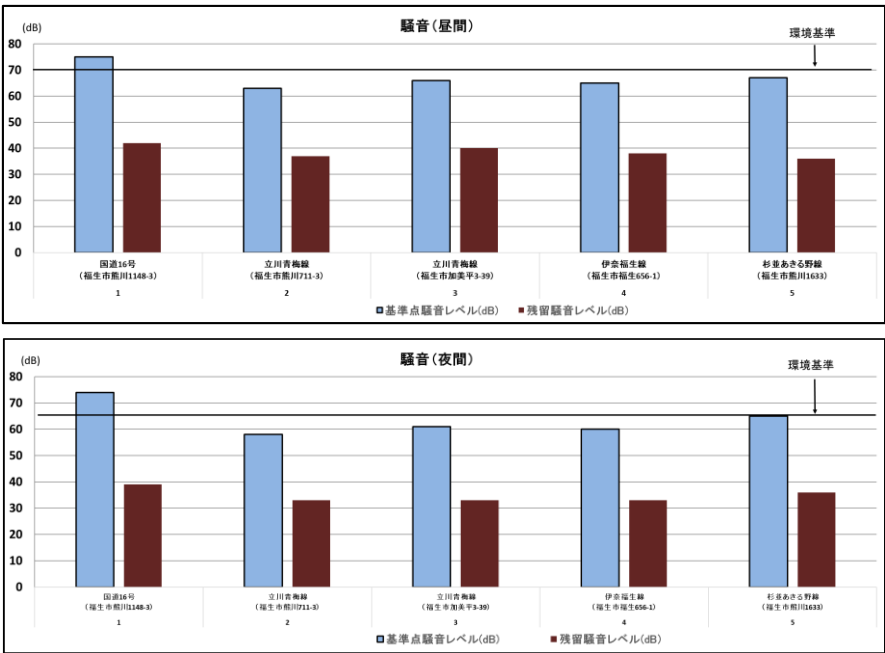
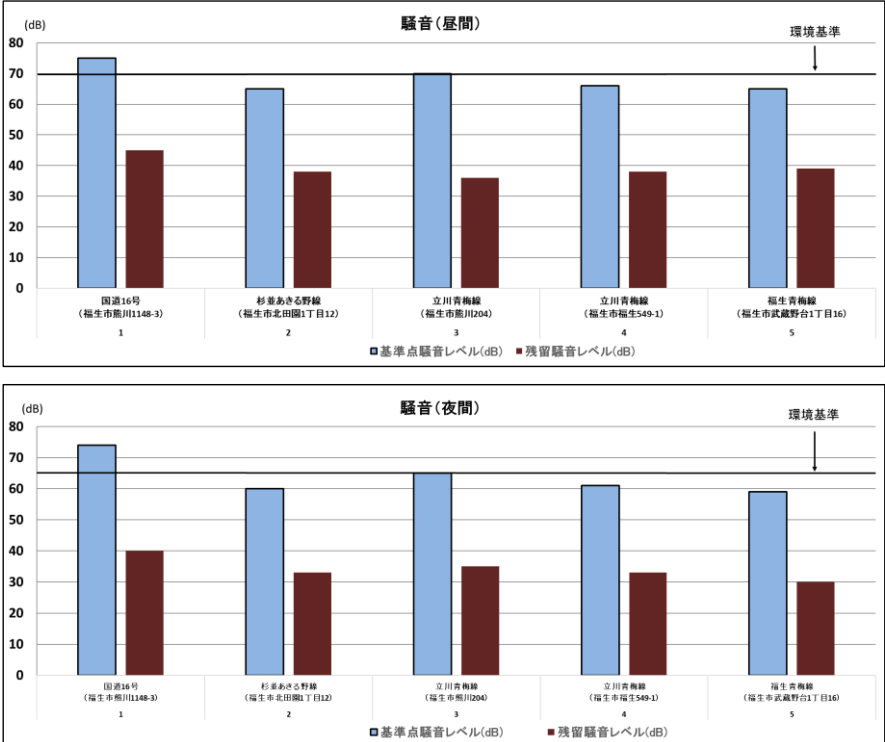
航空機騒音は、市内2箇所で測定していますが、誘導灯付近においては令和3年度も環境基準を大きく上回る結果となりました。

主要な道路騒音に関しては、測定地点29地点46箇所のうち6地点が環境基準を超える結果となりました。詳細データは資料編(P101～P110)に掲載しています。

項目名	1)福生市における主要幹線交通の道路騒音・振動(要請限度)																																						
目標値	環境基準	いつまで	長期(令和5年度)																																				
結果	<table border="1"> <caption>交通量 (台)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>国道16号線</th> <th>陸橋通り</th> <th>新奥多摩街道</th> <th>五日市街道A</th> <th>五日市街道B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>46,000</td> <td>22,000</td> <td>15,000</td> <td>8,000</td> <td>14,000</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>48,000</td> <td>20,000</td> <td>15,000</td> <td>8,000</td> <td>14,000</td> </tr> <tr> <td>R01</td> <td>56,000</td> <td>18,000</td> <td>15,000</td> <td>9,000</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>R02</td> <td>53,000</td> <td>18,000</td> <td>15,000</td> <td>9,000</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>R03</td> <td>52,000</td> <td>19,000</td> <td>15,000</td> <td>9,000</td> <td>15,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成29年度に実施した測定については、適正な測定結果が得られなかったため、欠測とする。</p>			年度	国道16号線	陸橋通り	新奥多摩街道	五日市街道A	五日市街道B	H29	46,000	22,000	15,000	8,000	14,000	H30	48,000	20,000	15,000	8,000	14,000	R01	56,000	18,000	15,000	9,000	15,000	R02	53,000	18,000	15,000	9,000	15,000	R03	52,000	19,000	15,000	9,000	15,000
年度	国道16号線	陸橋通り	新奥多摩街道	五日市街道A	五日市街道B																																		
H29	46,000	22,000	15,000	8,000	14,000																																		
H30	48,000	20,000	15,000	8,000	14,000																																		
R01	56,000	18,000	15,000	9,000	15,000																																		
R02	53,000	18,000	15,000	9,000	15,000																																		
R03	52,000	19,000	15,000	9,000	15,000																																		



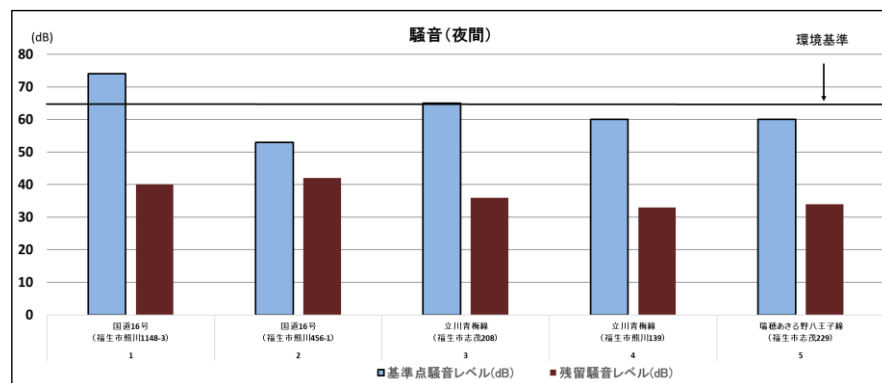
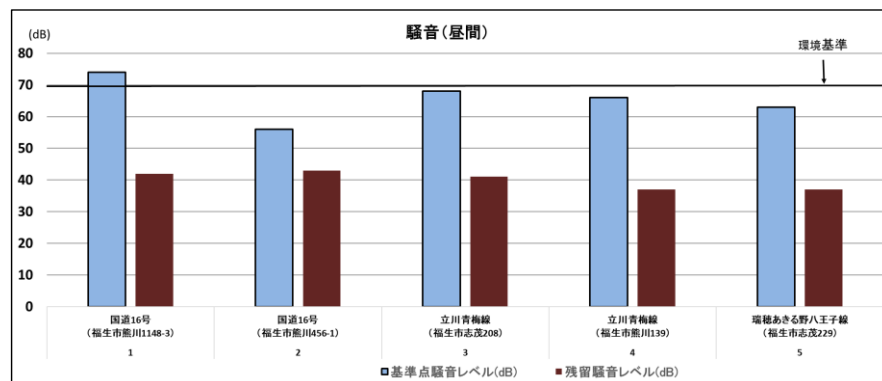


項目名	2)自動車騒音面的評価		
目標値	環境基準	いつまで	長期(令和5年度)
結果	<p>【令和3年度】</p> <p>測定日時 令和3年11月17日(水)正午から11月18日(木)正午まで</p>  <p>【令和2年度】</p> <p>測定日時 令和2年11月18日(水)正午から11月19日(木)正午まで</p> 		



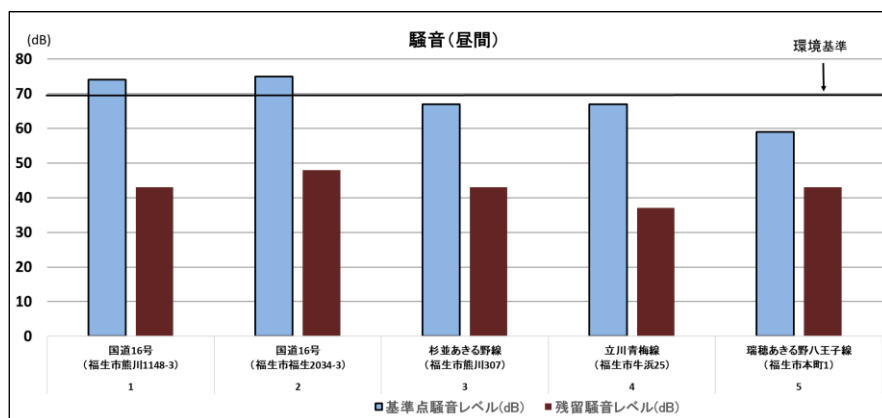
【令和元年度】

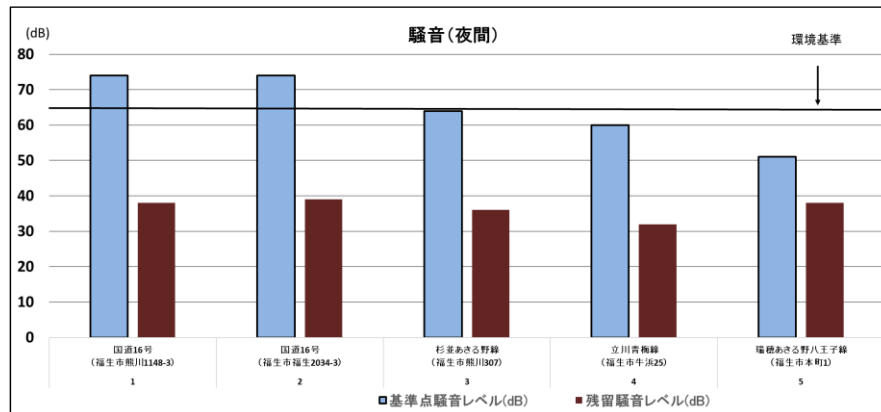
測定日時 令和元年6月13日(木)正午から6月14日(金)正午まで



【平成30年度】

測定日時 平成30年6月28日(木)正午から6月29日(金)正午まで





【平成29年度】

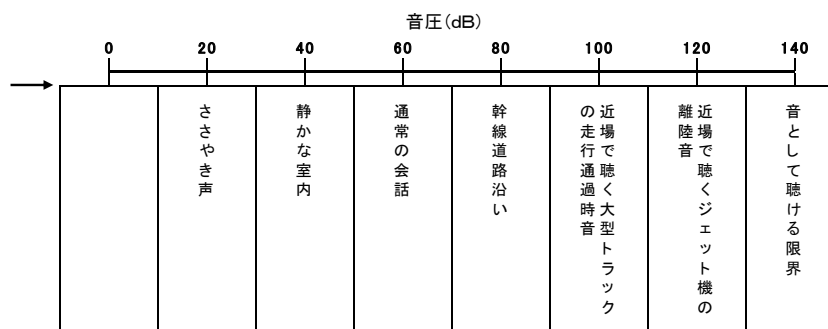
平成29年度に実施した測定については、適正な測定結果が得られなかったため、欠測とする。

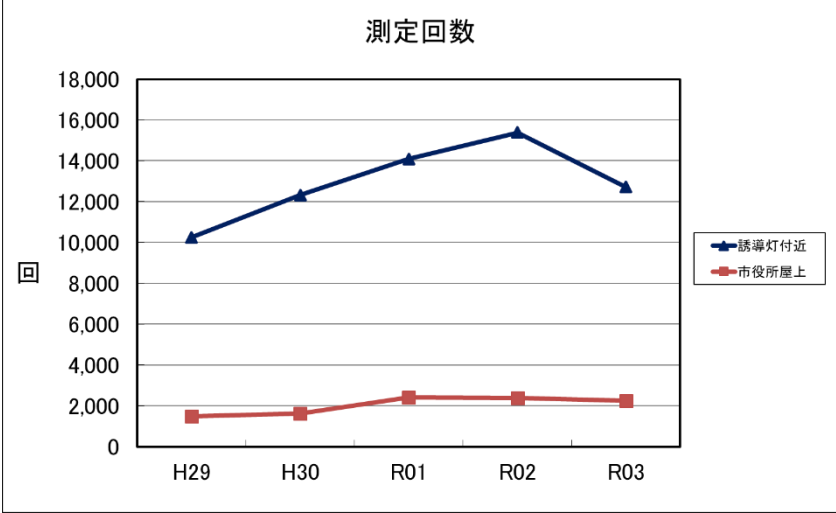
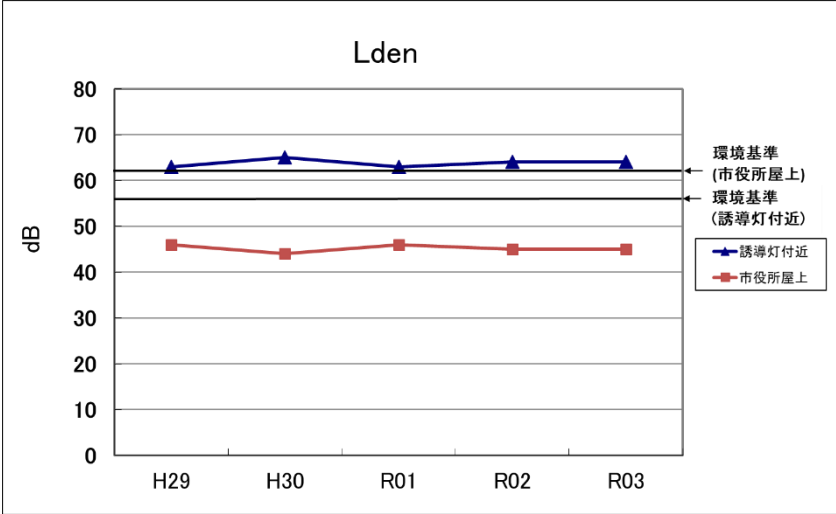
用語説明

騒音

騒音の一般的な定義としては、「好ましくない」「不必要な音」とされているが、影響面からみると極めて大きな音、音色の不愉快な音、必要な音の聴取を妨げる音、思考や休養、作業を妨げる音が騒音であるとされている。

音の聴こえる範囲



項目名	3)航空機騒音																																						
目標値	環境基準	いつまで	長期(令和 5 年度)																																				
	<div style="text-align: center;">測定回数</div>  <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <caption>測定回数 (回)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>誘導灯付近</th> <th>市役所屋上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>10,200</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>12,500</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>R01</td> <td>14,200</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>R02</td> <td>15,500</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>R03</td> <td>12,800</td> <td>2,300</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center;">Lden</div>  <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <caption>Lden (dB)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>誘導灯付近</th> <th>市役所屋上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>62</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>65</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>R01</td> <td>62</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>R02</td> <td>64</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>R03</td> <td>64</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 20px;">環境基準は市役所屋上が Lden62dB 以下、誘導灯付近が 57dB 以下です。 数値に関しては資料編(P104～P108)をご覧ください。</p>			年度	誘導灯付近	市役所屋上	H29	10,200	1,500	H30	12,500	1,800	R01	14,200	2,500	R02	15,500	2,400	R03	12,800	2,300	年度	誘導灯付近	市役所屋上	H29	62	46	H30	65	44	R01	62	46	R02	64	45	R03	64	45
年度	誘導灯付近	市役所屋上																																					
H29	10,200	1,500																																					
H30	12,500	1,800																																					
R01	14,200	2,500																																					
R02	15,500	2,400																																					
R03	12,800	2,300																																					
年度	誘導灯付近	市役所屋上																																					
H29	62	46																																					
H30	65	44																																					
R01	62	46																																					
R02	64	45																																					
R03	64	45																																					
用語説明	<p><b>Lden</b></p> <p>時間帯補正等価騒音レベル(Level day-evening-night)。1 日を通して測定された航空機騒音の全エネルギー1 日あたりの平均値。ただし夕方(19 時～22 時)に測定された騒音には 5 デシベル、夜間(22 時～7 時)に測定された騒音には 10 デシベルの重みを付け評価を行う。国際的に騒音の評価指標として主流となっている。</p>																																						

項目名	4)福生市における主要な道路騒音																																																																																																																																																																				
目標値	環境基準	いつまで	長期(令和5年度)																																																																																																																																																																		
結果	<p>令和3年度測定結果 資料編(P109~P110)参照。 ○…環境基準以内 ×…環境基準超過</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">測定地点</th> <th colspan="3">(単位:dB)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th rowspan="2">用途地域</th> <th rowspan="2">道路との関係</th> <th>等価騒音レベル(LAeq)</th> <th rowspan="2">環境基準</th> <th rowspan="2">判定</th> </tr> <tr> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>準工業</td> <td>一般地域</td> <td>54</td> <td>60</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>準工業</td> <td>一般地域</td> <td>49</td> <td>60</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td>第1種住居</td> <td>沿道</td> <td>64</td> <td>70</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第1種低層</td> <td>後背地</td> <td>49</td> <td>55</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td>近隣商業</td> <td>沿道</td> <td>67</td> <td>70</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>近隣商業</td> <td>後背地</td> <td>55</td> <td>60</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>第1種低層</td> <td>一般地域</td> <td>46</td> <td>55</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6</td> <td>第1種住居</td> <td>沿道</td> <td>69</td> <td>70</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第1種低層</td> <td>後背地</td> <td>49</td> <td>55</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7</td> <td>近隣商業</td> <td>沿道</td> <td>76</td> <td>70</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>第1種低層</td> <td>後背地</td> <td>54</td> <td>55</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8</td> <td>第2種低層</td> <td>沿道</td> <td>64</td> <td>60</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>第1種低層</td> <td>後背地</td> <td>56</td> <td>55</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">9</td> <td>第1種中高層</td> <td>沿道</td> <td>64</td> <td>65</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第1種低層</td> <td>後背地</td> <td>49</td> <td>55</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10</td> <td>第1種低層</td> <td>後背地</td> <td>49</td> <td>55</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第1種中高層</td> <td>沿道</td> <td>61</td> <td>60</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">11</td> <td>第2種住居</td> <td>沿道</td> <td>63</td> <td>70</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第1種低層</td> <td>後背地</td> <td>48</td> <td>55</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>第1種中高層</td> <td>一般地域</td> <td>53</td> <td>55</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>第1種中高層</td> <td>一般地域</td> <td>55</td> <td>60</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>近隣商業</td> <td>一般地域</td> <td>51</td> <td>65</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>第1種低層</td> <td>一般地域</td> <td>52</td> <td>55</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">16</td> <td>近隣商業</td> <td>沿道</td> <td>76</td> <td>70</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>第1種低層</td> <td>後背地</td> <td>54</td> <td>55</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>第1種低層</td> <td>一般地域</td> <td>49</td> <td>55</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>					測定地点			(単位:dB)			No	用途地域	道路との関係	等価騒音レベル(LAeq)	環境基準	判定	令和3年度	1	準工業	一般地域	54	60	○	2	準工業	一般地域	49	60	○	3	第1種住居	沿道	64	70	○	第1種低層	後背地	49	55	○	4	近隣商業	沿道	67	70	○	近隣商業	後背地	55	60	○	5	第1種低層	一般地域	46	55	○	6	第1種住居	沿道	69	70	○	第1種低層	後背地	49	55	○	7	近隣商業	沿道	76	70	×	第1種低層	後背地	54	55	○	8	第2種低層	沿道	64	60	×	第1種低層	後背地	56	55	×	9	第1種中高層	沿道	64	65	○	第1種低層	後背地	49	55	○	10	第1種低層	後背地	49	55	○	第1種中高層	沿道	61	60	×	11	第2種住居	沿道	63	70	○	第1種低層	後背地	48	55	○	12	第1種中高層	一般地域	53	55	○	13	第1種中高層	一般地域	55	60	○	14	近隣商業	一般地域	51	65	○	15	第1種低層	一般地域	52	55	○	16	近隣商業	沿道	76	70	×	第1種低層	後背地	54	55	○	17	第1種低層	一般地域	49	55	○
測定地点			(単位:dB)																																																																																																																																																																		
No	用途地域	道路との関係	等価騒音レベル(LAeq)	環境基準	判定																																																																																																																																																																
			令和3年度																																																																																																																																																																		
1	準工業	一般地域	54	60	○																																																																																																																																																																
2	準工業	一般地域	49	60	○																																																																																																																																																																
3	第1種住居	沿道	64	70	○																																																																																																																																																																
	第1種低層	後背地	49	55	○																																																																																																																																																																
4	近隣商業	沿道	67	70	○																																																																																																																																																																
	近隣商業	後背地	55	60	○																																																																																																																																																																
5	第1種低層	一般地域	46	55	○																																																																																																																																																																
6	第1種住居	沿道	69	70	○																																																																																																																																																																
	第1種低層	後背地	49	55	○																																																																																																																																																																
7	近隣商業	沿道	76	70	×																																																																																																																																																																
	第1種低層	後背地	54	55	○																																																																																																																																																																
8	第2種低層	沿道	64	60	×																																																																																																																																																																
	第1種低層	後背地	56	55	×																																																																																																																																																																
9	第1種中高層	沿道	64	65	○																																																																																																																																																																
	第1種低層	後背地	49	55	○																																																																																																																																																																
10	第1種低層	後背地	49	55	○																																																																																																																																																																
	第1種中高層	沿道	61	60	×																																																																																																																																																																
11	第2種住居	沿道	63	70	○																																																																																																																																																																
	第1種低層	後背地	48	55	○																																																																																																																																																																
12	第1種中高層	一般地域	53	55	○																																																																																																																																																																
13	第1種中高層	一般地域	55	60	○																																																																																																																																																																
14	近隣商業	一般地域	51	65	○																																																																																																																																																																
15	第1種低層	一般地域	52	55	○																																																																																																																																																																
16	近隣商業	沿道	76	70	×																																																																																																																																																																
	第1種低層	後背地	54	55	○																																																																																																																																																																
17	第1種低層	一般地域	49	55	○																																																																																																																																																																

第3章 今年度の現状と取組(目標に対する結果)

No	用途地域	道路との関係	等価騒音レベル(LAeq)	環境基準	判定
			令和3年度		
18	近隣商業	沿道	66	70	○
	近隣商業	後背地	54	60	○
19	第1種低層	一般地域	47	55	○
20	第2種中高層	沿道	62	70	○
	第1種中高層	後背地	47	55	○
21	商業	一般地域	60	65	○
22A	商業	一般地域	59	65	○
22B	商業	沿道	61	70	○
	第2種低層	後背地	54	55	○
23	第1種中高層	沿道	66	60	×
	第1種低層	後背地	49	55	○
24	準工業	一般地域	43	65	○
25	近隣商業	沿道	62	65	○
	第1種中高層	後背地	47	55	○
26	第1種低層	一般地域	43	60	○
27	工業	沿道	64	70	○
	工業	後背地	46	65	○
28	第1種低層	一般地域	46	60	○
29	第1種住居	沿道	64	70	○
	第1種住居	後背地	51	55	○
用語説明 等価騒音レベル(LAeq)	不規則かつ大幅に騒音レベルが変動している場合に、測定時間内の騒音レベルのエネルギーを時間平均したもの。				

#### 4 苦情受付件数

令和3年度、市に寄せられた苦情は213件です。令和2年度に比べ大気汚染については微増しましたが、全体で59件減少しました。

項目名	1) 苦情受付件数		
目標値	特に設定なし	いつまで	—
結果	<div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">苦情件数</p> <p>件</p> <p style="text-align: center;">H29    H30    R01    R02    R03</p> </div> <p>数値に関しては資料編(P111～P112)をご覧ください。</p>		

5 緑化

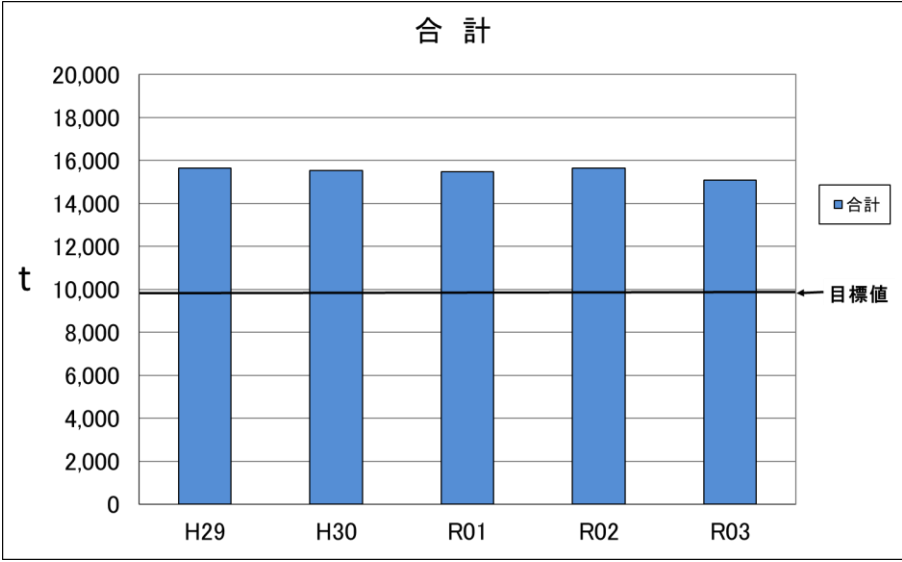
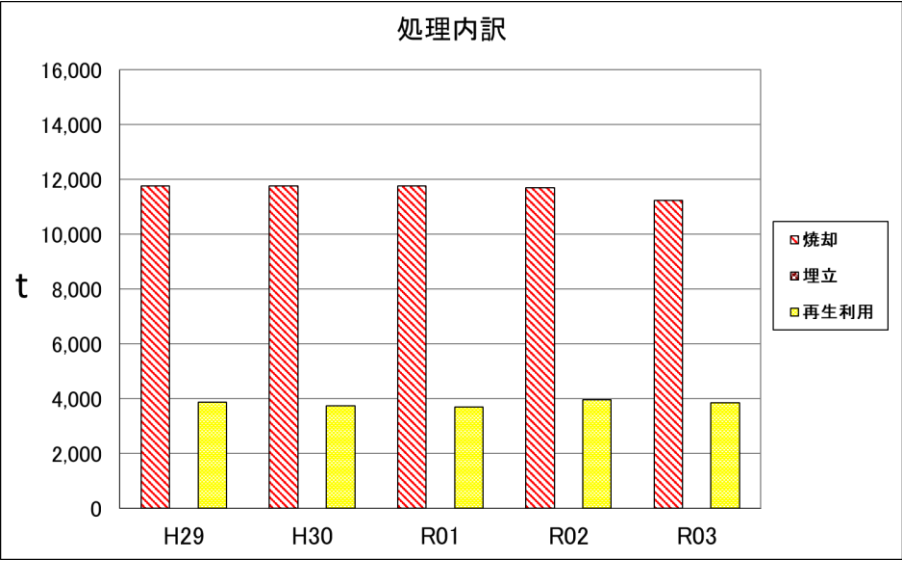
項目名	1) 保存樹林地、保存樹木、保存生垣奨励金・生垣設置補助金																																																																																																																		
目標値	緑地面積の拡大(380ha)	いつまで	長期(令和5年度)																																																																																																																
結果	<p>市民所有の保存樹林地「宅地介在山林・一般山林」に対し、奨励金を交付し保存管理していただいています。また、高さ10m以上・幹の周囲1m以上の樹木及び公道に面している高さ1m以上・長さ5m以上の生垣にも奨励金を交付しています。令和3年度は、保存樹林地が宅地介在山林3件1,700㎡、一般山林2件669㎡、保存樹木は31件153本、保存生垣は123件129箇所2,463mでした。</p> <p>① 保存樹林地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>種別</th> <th>件数</th> <th>筆数(筆)</th> <th>面積(㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">令和3年度</td> <td>宅地介在山林</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>1,700.00</td> </tr> <tr> <td>一般山林</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>669.00</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>2,369.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">令和2年度</td> <td>宅地介在山林</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>2,300.00</td> </tr> <tr> <td>一般山林</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>669.00</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>2,969.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">令和元年度</td> <td>宅地介在山林</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>2,300.00</td> </tr> <tr> <td>一般山林</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>669.00</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>2,969.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成30年度</td> <td>宅地介在山林</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>2,300.00</td> </tr> <tr> <td>一般山林</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>669.00</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>2,969.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成29年度</td> <td>宅地介在山林</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>2,300.00</td> </tr> <tr> <td>一般山林</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>669.00</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>2,969.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 保存樹木</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数(件)</th> <th>本数(本)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>31</td> <td>153</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>34</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>36</td> <td>161</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>37</td> <td>169</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>38</td> <td>173</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 保存生垣</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数(件)</th> <th>箇所数(箇所)</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>123</td> <td>129</td> <td>2,463</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>125</td> <td>131</td> <td>2,563</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>130</td> <td>137</td> <td>2,661</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>135</td> <td>142</td> <td>2,767</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>138</td> <td>144</td> <td>2,890</td> </tr> </tbody> </table>			年度	種別	件数	筆数(筆)	面積(㎡)	令和3年度	宅地介在山林	3	5	1,700.00	一般山林	2	3	669.00	合計	5	8	2,369.00	令和2年度	宅地介在山林	4	6	2,300.00	一般山林	2	3	669.00	合計	6	9	2,969.00	令和元年度	宅地介在山林	4	6	2,300.00	一般山林	2	3	669.00	合計	6	9	2,969.00	平成30年度	宅地介在山林	4	6	2,300.00	一般山林	2	3	669.00	合計	6	9	2,969.00	平成29年度	宅地介在山林	4	6	2,300.00	一般山林	2	3	669.00	合計	6	9	2,969.00	年度	件数(件)	本数(本)	令和3年度	31	153	令和2年度	34	155	令和元年度	36	161	平成30年度	37	169	平成29年度	38	173	年度	件数(件)	箇所数(箇所)	延長(m)	令和3年度	123	129	2,463	令和2年度	125	131	2,563	令和元年度	130	137	2,661	平成30年度	135	142	2,767	平成29年度	138	144	2,890
年度	種別	件数	筆数(筆)	面積(㎡)																																																																																																															
令和3年度	宅地介在山林	3	5	1,700.00																																																																																																															
	一般山林	2	3	669.00																																																																																																															
	合計	5	8	2,369.00																																																																																																															
令和2年度	宅地介在山林	4	6	2,300.00																																																																																																															
	一般山林	2	3	669.00																																																																																																															
	合計	6	9	2,969.00																																																																																																															
令和元年度	宅地介在山林	4	6	2,300.00																																																																																																															
	一般山林	2	3	669.00																																																																																																															
	合計	6	9	2,969.00																																																																																																															
平成30年度	宅地介在山林	4	6	2,300.00																																																																																																															
	一般山林	2	3	669.00																																																																																																															
	合計	6	9	2,969.00																																																																																																															
平成29年度	宅地介在山林	4	6	2,300.00																																																																																																															
	一般山林	2	3	669.00																																																																																																															
	合計	6	9	2,969.00																																																																																																															
年度	件数(件)	本数(本)																																																																																																																	
令和3年度	31	153																																																																																																																	
令和2年度	34	155																																																																																																																	
令和元年度	36	161																																																																																																																	
平成30年度	37	169																																																																																																																	
平成29年度	38	173																																																																																																																	
年度	件数(件)	箇所数(箇所)	延長(m)																																																																																																																
令和3年度	123	129	2,463																																																																																																																
令和2年度	125	131	2,563																																																																																																																
令和元年度	130	137	2,661																																																																																																																
平成30年度	135	142	2,767																																																																																																																
平成29年度	138	144	2,890																																																																																																																

## 6 ごみ

福生市では平成14年度からごみの有料化を実施しました。未実施の平成13年度と比べると、平成14年度では可燃ごみと不燃ごみの減量、資源ごみの増量と改善が見られました。

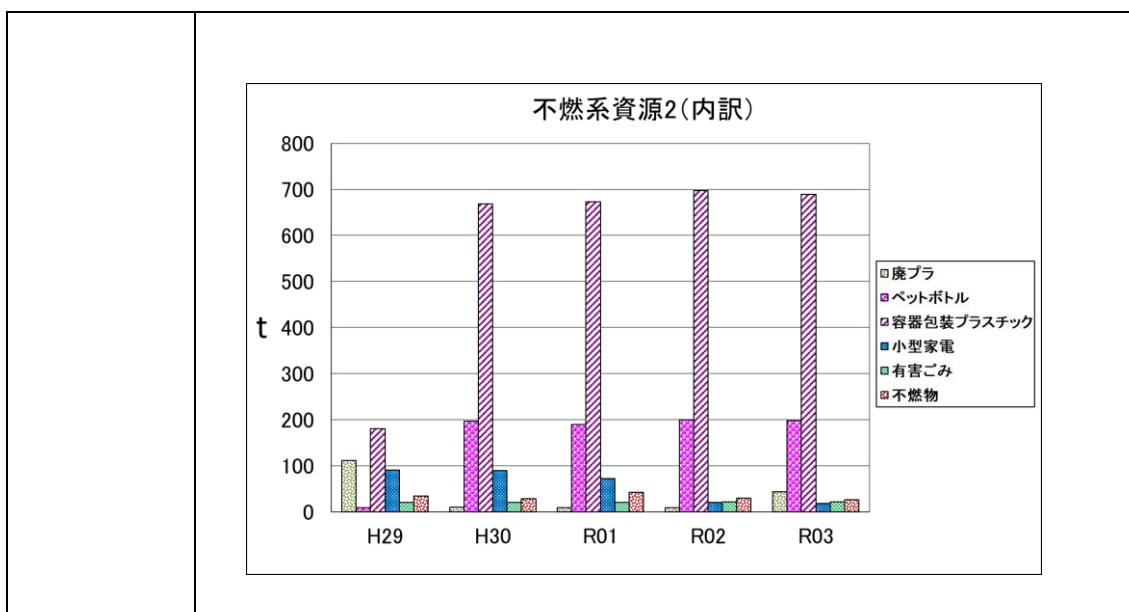
その後、ごみの排出量は減少傾向にあります。

また、資源化率の値はほぼ横ばいです。近年ごみの排出量が減少するとともに資源ごみの排出量も減少したことによるものと考えられます。

項目名	1)ごみ排出量																																						
目標値	ごみ排出量 50%程度の削減 (基準年度H14 19,776t/年)	いつまで	長期(令和5年度)																																				
結果	<div style="text-align: center;"> <p>合計</p>  <table border="1" style="display: none;"> <caption>合計 (t)</caption> <thead> <tr><th>年度</th><th>排出量 (t)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>H29</td><td>15,500</td></tr> <tr><td>H30</td><td>15,500</td></tr> <tr><td>R01</td><td>15,500</td></tr> <tr><td>R02</td><td>15,500</td></tr> <tr><td>R03</td><td>15,000</td></tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>処理内訳</p>  <table border="1" style="display: none;"> <caption>処理内訳 (t)</caption> <thead> <tr><th>年度</th><th>焼却 (t)</th><th>埋立 (t)</th><th>再生利用 (t)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>H29</td><td>11,800</td><td>3,800</td><td>3,800</td></tr> <tr><td>H30</td><td>11,800</td><td>3,800</td><td>3,800</td></tr> <tr><td>R01</td><td>11,800</td><td>3,800</td><td>3,800</td></tr> <tr><td>R02</td><td>11,800</td><td>3,800</td><td>3,800</td></tr> <tr><td>R03</td><td>11,200</td><td>3,800</td><td>3,800</td></tr> </tbody> </table> </div>			年度	排出量 (t)	H29	15,500	H30	15,500	R01	15,500	R02	15,500	R03	15,000	年度	焼却 (t)	埋立 (t)	再生利用 (t)	H29	11,800	3,800	3,800	H30	11,800	3,800	3,800	R01	11,800	3,800	3,800	R02	11,800	3,800	3,800	R03	11,200	3,800	3,800
年度	排出量 (t)																																						
H29	15,500																																						
H30	15,500																																						
R01	15,500																																						
R02	15,500																																						
R03	15,000																																						
年度	焼却 (t)	埋立 (t)	再生利用 (t)																																				
H29	11,800	3,800	3,800																																				
H30	11,800	3,800	3,800																																				
R01	11,800	3,800	3,800																																				
R02	11,800	3,800	3,800																																				
R03	11,200	3,800	3,800																																				



項目名	2)資源化量																																																																										
目標値	資源化率 50%程度	いつまで	長期(令和5年度)																																																																								
結果	<div data-bbox="464 376 1267 869"> <p style="text-align: center;">資源化率</p> <table border="1"> <caption>資源化率 (%)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>資源化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>R01</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>R02</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>R03</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="464 902 1267 1422"> <p style="text-align: center;">可燃系資源(内訳)</p> <table border="1"> <caption>可燃系資源(内訳) (t)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>新聞</th> <th>雑誌・雑紙</th> <th>ダンボール</th> <th>古布</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>380</td> <td>1050</td> <td>380</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>320</td> <td>980</td> <td>380</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>R01</td> <td>300</td> <td>980</td> <td>400</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>R02</td> <td>320</td> <td>1020</td> <td>520</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>R03</td> <td>320</td> <td>980</td> <td>520</td> <td>220</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="464 1451 1267 1971"> <p style="text-align: center;">不燃系資源1(内訳)</p> <table border="1"> <caption>不燃系資源1(内訳) (t)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>生ビン</th> <th>カレット</th> <th>鉄類</th> <th>アルミ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>20</td> <td>430</td> <td>300</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>20</td> <td>410</td> <td>300</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>R01</td> <td>20</td> <td>380</td> <td>300</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>R02</td> <td>20</td> <td>370</td> <td>350</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>R03</td> <td>20</td> <td>360</td> <td>320</td> <td>140</td> </tr> </tbody> </table> </div>			年度	資源化率 (%)	H29	32	H30	32	R01	32	R02	32	R03	32	年度	新聞	雑誌・雑紙	ダンボール	古布	H29	380	1050	380	220	H30	320	980	380	220	R01	300	980	400	220	R02	320	1020	520	250	R03	320	980	520	220	年度	生ビン	カレット	鉄類	アルミ	H29	20	430	300	110	H30	20	410	300	110	R01	20	380	300	120	R02	20	370	350	140	R03	20	360	320	140
年度	資源化率 (%)																																																																										
H29	32																																																																										
H30	32																																																																										
R01	32																																																																										
R02	32																																																																										
R03	32																																																																										
年度	新聞	雑誌・雑紙	ダンボール	古布																																																																							
H29	380	1050	380	220																																																																							
H30	320	980	380	220																																																																							
R01	300	980	400	220																																																																							
R02	320	1020	520	250																																																																							
R03	320	980	520	220																																																																							
年度	生ビン	カレット	鉄類	アルミ																																																																							
H29	20	430	300	110																																																																							
H30	20	410	300	110																																																																							
R01	20	380	300	120																																																																							
R02	20	370	350	140																																																																							
R03	20	360	320	140																																																																							



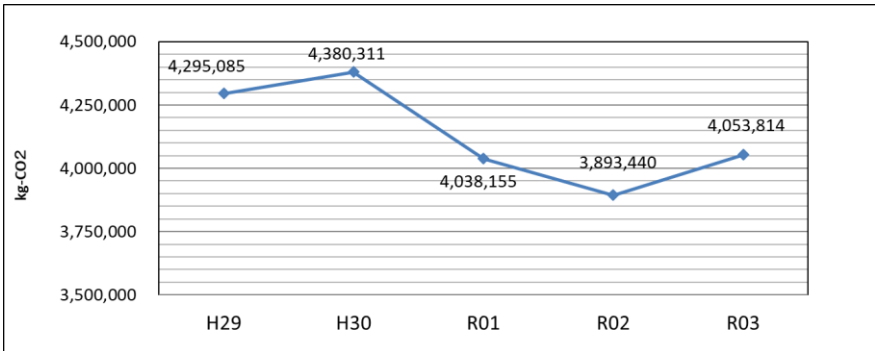
項目名	3)粗大ごみ		
目標値	特に設定なし	いつまで	—
結果			

## 7 温室効果ガス

市では、温室効果ガスの排出量の削減を図るための実行計画として、令和3年3月に「第4次福生市地球温暖化対策実行計画(令和3年度～令和5年度)」を策定しました。この計画は、市有施設から事務事業等に伴って排出される温室効果ガスを把握し、削減目標を設定し、目標達成に向けて率先して取り組むことにより、地球温暖化防止を図ることを目的としています。

環境マネジメントシステムを通じたエネルギー使用機器の高効率化と日常の業務における環境配慮行動により、目標達成に向けたエネルギー使用量の削減(温室効果ガス排出量の削減)を推進しています。


令和元年度は、環境配慮行動による削減努力の他、市有施設の一部休館等によって、排出量は減少に転じ、令和2年度も減少が続きました。令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策としての施設の休館期間が短かったこと、換気をしながら空調を稼働させる必要があったことから、排出量が増加しました。



項目名	1)温室効果ガス総排出量														
目標値	3,887,232kg-CO <sub>2</sub>	いつまで	令和5年度												
結果	<p>&lt;温室効果ガス総排出量の推移&gt;</p>  <table border="1" data-bbox="459 1003 1337 1352"> <caption>温室効果ガス総排出量の推移 (単位: kg-CO<sub>2</sub>)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>排出量 (kg-CO<sub>2</sub>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>4,295,085</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>4,380,311</td> </tr> <tr> <td>R01</td> <td>4,038,155</td> </tr> <tr> <td>R02</td> <td>3,893,440</td> </tr> <tr> <td>R03</td> <td>4,053,814</td> </tr> </tbody> </table>			年度	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	H29	4,295,085	H30	4,380,311	R01	4,038,155	R02	3,893,440	R03	4,053,814
年度	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )														
H29	4,295,085														
H30	4,380,311														
R01	4,038,155														
R02	3,893,440														
R03	4,053,814														
備考	<p>第4次福生市地球温暖化対策実行計画の目標設定の手順</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 基準値の補正 平成29年度に防災食育センターが供用開始となり、排出量の大幅な増があったことから、防災食育センターの令和元年度の実績値と旧給食センターの平成28年度の実績値の差分を第3次計画の基準値に加えた5,202,522kg-CO<sub>2</sub>を新たな基準値とします。</li> <li>② 新エネルギー詳細ビジョンの最終目標 新エネルギー詳細ビジョンで示されている部門別の目標削減量(市有施設が位置づけられる民生・業務部門では「令和12年度までに平成15年度比で30.1%減」)から、①で設定した基準値にこの削減率を乗じると、令和12年度の最終目標は3,636,563kg-CO<sub>2</sub>となります。</li> <li>③ 第4次計画の目標 令和元年度の実績値から②で設定した最終目標を達成するためには、令和2年から12年の間で令和元年度実績から毎年約0.95%削減することになるため、ここから令和5年度の目標値を設定しました。</li> </ol>														

## 2 環境事業の紹介

福生市環境基本計画実行計画等で設定した事業の中から、次の43事業について紹介しています。市民参加型の事業もたくさんありますので、ご興味のある事業がありましたらぜひ参加してみてください。

事業番号	事業名	事業番号	事業名
1	雨水貯留槽設置助成事業	23	地域猫モデル地区における猫の去勢・不妊手術費助成事業
2	外来生物防除事業	24	ふっさの自然を知ろう～さわって発見！鳥のひみつ～
3	学習指導市民講師	25	廃棄物減量監視事業
4	カワラノギク保全活動	26	廃棄物減量等推進員
5	環境学習教員研修	27	廃棄物減量等推進審議会
6	環境学習講座	28	花いっぱい運動
7	環境学習推進事業	29	花いっぱい運動(国道16号・やなぎ通り)
8	環境審議会	30	ふっさ環境フェスティバル
9	かんきょう通信	31	福生スクラム・マイナス50%協議会
10	環境マネジメントシステム	32	福生まちなか涼み処・温み処
11	喫煙マナーアップキャンペーン	33	福生水辺の楽校「多摩川サポーターズ」
12	熊川分水に親しむ会	34	福生水辺の楽校「多摩川で遊ぼう！」
13	公園ボランティア	35	福生水辺の楽校 ヤマメの卵配付事業
14	ごみ処理施設見学会	36	ふっさライトダウンキャンペーン
15	コンポストによる生ごみ等の堆肥化と食育講座等への活用	37	萌芽更新
16	サイクルシェアリング事業	38	保存樹林地等奨励金交付事業
17	市民農園	39	まちづくり景観推進連絡会
18	文化財・史跡ボランティアガイド事業	40	みどりのカーテン大作戦
19	清潔で美しいまちづくり事業	41	湧水調査
20	清掃だより発行	42	理数教育推進事業
21	多摩川河川清掃	43	クビアカツヤカミキリ防除事業
22	玉川上水遊歩道を考える会		


事業名	雨水貯留槽設置助成事業												
事業番号	1												
開始時期	平成22年4月												
事業のスタイル	助成事業												
構成メンバー	担当:道路下水道課												
事業の内容	<p><b>【雨水貯留槽】</b></p> <p>市街化が進み地表がコンクリートやアスファルトで覆われたことから、雨水は地表を流れ都市型水害の発生、また地下水のかん養の妨げとなることから、都市型水害の一因と考えられています。雨水流出抑制の観点に立ち、市内の戸建住宅及び集合住宅の屋根に降った雨水を雨樋(アマドイ)から貯留するタンクの設置に対する助成金交付の制度を設けています。</p>  <p>本体価格の3分の2、1基につき5万円を上限に助成します。</p> <p>庭の草木への水やりや防火用水の備蓄、また災害時のトイレの水の確保などに役立ちます。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>22～30年度</td> <td>設置数</td> <td>69基</td> </tr> <tr> <td>元年度</td> <td>設置数</td> <td>0基</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>設置数</td> <td>4基</td> </tr> <tr> <td>3年度</td> <td>設置数</td> <td>3基</td> </tr> </table> <p>雨水浸透ます設置工事費助成制度もあります。</p> <p>※かん養…地表の水が地下にゆっくりと浸透すること。</p>	22～30年度	設置数	69基	元年度	設置数	0基	2年度	設置数	4基	3年度	設置数	3基
22～30年度	設置数	69基											
元年度	設置数	0基											
2年度	設置数	4基											
3年度	設置数	3基											
詳細について	都市建設部道路下水道課下水道グループ、又はホームページをご参照ください。												


事業名	外来生物防除事業												
事業番号	2												
開始時期	平成 26 年度												
事業のスタイル	協働事業												
構成メンバー	担当:環境課												
事業の内容	<p>平成 25 年度に実施した外来生物現況把握調査委託の結果をもとに、特定外来生物であるアライグマ、外来生物であるハクビシンによる文化財被害、農水産物被害、人への感染症被害等を未然に防ぎ、自然生態系の保全を図ることを目的に捕獲防除を行いました。平成 30 年度より、定点での捕獲の他に、個別対応の捕獲を実施しました。</p> <p><b>【目撃・被害情報・捕獲実績】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>目撃・被害情報(件)</th> <th>捕獲防除実績(頭)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アライグマ</td> <td>10</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>ハクビシン</td> <td>23</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>33</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>目撃・被害情報の収集については、ポスター・チラシ、広報・ホームページ、かんきょう通信、コミュニティビジョンを活用した周知を行いました。また、目撃情報をご連絡いただく際は次のことをご伺いしています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 日時</li> <li>2 場所</li> <li>3 特徴</li> <li>4 頭数</li> <li>5 情報提供者の氏名・連絡先</li> </ol> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>ポスター</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>チラシ(農業者向け)</p> </div> </div>		目撃・被害情報(件)	捕獲防除実績(頭)	アライグマ	10	34	ハクビシン	23	16	計	33	50
	目撃・被害情報(件)	捕獲防除実績(頭)											
アライグマ	10	34											
ハクビシン	23	16											
計	33	50											
詳細について	問合せ、目撃情報の連絡は環境政策課環境政策係へ												

事業名	学習指導市民講師
事業番号	3
開始時期	平成12年度
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	市民、NPO 法人 担当:教育指導課
事業の内容	<p>「学習指導市民講師」は、小・中学校の「総合的な学習の時間」などにおいて、専門的な知識をもった地域の方に、児童・生徒への学習指導の講師を依頼する事業です。</p> <p>令和3年度は、文化や福祉に関する内容等で、35回実施しました。</p> <p>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定していた84回のうち35回の実施となりました。</p> <p>また、環境に関する指導は、未実施でした。</p>
詳細について	教育指導課へ


事業名	カワラノギク保全活動								
事業番号	4								
開始時期	平成22年								
事業のスタイル	協働事業								
構成メンバー	市民、研究者、福生市、河川管理者、NPO法人 <span style="float: right;">担当: 環境課</span>								
事業の内容	<p style="text-align: center;"><b>カワラノギクプロジェクト</b></p> <p>多摩川に残された最後の生育地において、市民、研究者、行政と一緒に取り組んでいる保全活動です。その目的は、多摩川流域における多様な自然生態系の保全・復元を目指し、かつては河原の自然を代表する植物であった絶滅危惧種のカワラノギクを保全・復元することです。将来的には、人の助けがなくてもカワラノギクが存続できるようになることを願い、絶滅回避のための作業を行っています。</p> <div style="text-align: center;"> <p><b>市民</b> カワラノギクの保全・復元をめざす多摩川市民の会</p> <p><b>研究者</b> 明治大学</p> <p><b>河川管理者</b> 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所</p> <p><b>NPO法人(事務局)</b></p> <p><b>流域自治体</b> 福生市</p> </div> <p>令和3年度の活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">活 動 日</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3月27日(土)</td> <td>生育個体調査と播種作業 ※</td> </tr> <tr> <td>7月22日(祝)</td> <td>除草作業</td> </tr> <tr> <td>10月31日(日)</td> <td>開花個体数調査</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年度の活動として実施</p> <div style="text-align: center;"> <p>満開のカワラノギク</p> </div>	活 動 日	内 容	3月27日(土)	生育個体調査と播種作業 ※	7月22日(祝)	除草作業	10月31日(日)	開花個体数調査
活 動 日	内 容								
3月27日(土)	生育個体調査と播種作業 ※								
7月22日(祝)	除草作業								
10月31日(日)	開花個体数調査								
詳細について	カワラノギクプロジェクト事務局 NPO法人 自然環境アカデミーへ								



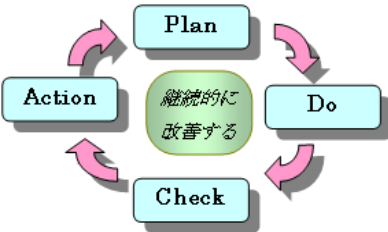
事業名	環境学習教員研修
事業番号	5
開始時期	平成16年度
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	NPO法人、福生市 <span style="float: right;">担当:環境課</span>
事業の内容	<p>教員歴1年目、2年目の教員、環境教育に関心のある教員を対象とした環境学習の研修を実施しました。</p> <p>教員が福生市の自然と環境について学ぶことで、子どもたちへの環境学習を促進します。</p> <p>○令和3年度研修内容・参加者</p> <p>第1回「フィールドで学ぶ」(緊急事態宣言のため中止) 水質調査、生物調査、川の安全学習</p> <p>第2回「福生の自然の変遷」(緊急事態宣言のため中止) 多摩川上水にかかる新堀橋付近から田村分水、湧き水、旧ヤマジユウ田村家住宅などの福生の自然の変遷について、徒歩で学習する。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">令和2年度 川の安全学習の様子</p>
詳細について	環境政策課環境政策係へ

事業名	環境学習講座
事業番号	6
開始時期	平成 25 年度
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	担当:環境課
事業の内容	<p>福生スクラム・マイナス50%協議会が主催し、環境意識の醸成を図ることを目的としています。今年度は持続可能な循環型社会の形成について考えることを目的に、廃棄物やリサイクルに関連する工場等の見学を予定していましたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。</p> <p>【環境学習講座】 第1回 10月9日(土) 株式会社せきづか・加藤商事株式会社 (中止)</p>  <p>※写真は令和元年度の工場見学の様子です。</p>
詳細について	福生スクラム・マイナス 50%協議会事務局(環境政策課環境政策係)へ


事業名	環境学習推進事業
事業番号	7
開始時期	平成28年12月
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	ふっさ環境市民会議、福生市 <span style="float: right;">担当:環境課</span>
事業の内容	<p>環境学習推進事業では、「自然と調和した住みたくなるまち」を視点にしたプロジェクトAと、関連団体との連携も踏まえ省エネ啓発事業を行うプロジェクトBの2つのプロジェクトの推進により、環境保全活動の人材を育成しています。</p> <p>12月には「地球温暖化防止月間」に合わせ、市民団体「ふっさ環境市民会議」と協働で、家庭のCO<sub>2</sub>削減を目的とした普及啓発事業を行いました。</p> <p><b>【主な活動】</b></p> <p>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった活動があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月29日(木) 環境マップづくりに係るフィールドワーク(中止)</li> <li>・6月19日(土) 環境学習講座「持続可能な多摩の森林整備とその課題～子供たちに伝えていきたい東京の森～」</li> <li>・6月19日(土) 展示「市民団体による環境活動の紹介」 ～25日(金)</li> <li>・10月16日(土) 環境と共生のまちづくりセミナー(中止)</li> <li>・12月4日(土) 地球温暖化防止セミナー「脱炭素社会に向けた地域・私たちの活動」</li> <li>・12月11日(土) 市役所1階ロビーにて地球温暖化防止キャンペーンを実施。展示のほか、家庭の省エネ啓発パンフレット『ふっさ「エコくらし」』を配布。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>地球温暖化防止キャンペーン(パネル展示)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>家庭の省エネ啓発パンフレット 『ふっさ「エコくらし」』</p> </div> </div>
詳細について	環境政策課環境政策係へ

事業名	環境審議会																								
事業番号	8																								
開始時期	平成15年4月1日																								
事業のスタイル	協働事業																								
構成メンバー	市民、事業者、学識経験者 <span style="float: right;">担当:環境課</span>																								
事業の内容	<p>福生市環境審議会は、福生市環境基本条例に基づき設置された組織です。市から委嘱された市民、事業者、学識経験者らが、市の環境保全等に関する施策を推進する上で必要な事項を調査・審議するとともに市の環境政策について専門的な立場から、評価・指導を行っています。</p> <p>福生市環境基本計画に関しては、各年度における実行計画の進捗状況について、その内容を市から報告を受け意見を挙げています。</p> <p>【令和3年度】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8月(書面)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福生市環境基本計画実行計画(令和2年度進捗状況)について</li> <li>・福生市環境基本計画実行計画(令和3年度)について</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center;">  <p>環境審議会(令和2年度)の様子 (令和3年度は書面開催)</p> </div> <p>【名簿】(敬省略) ★会長 ☆副会長</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tbody> <tr> <td>池田英津子</td> <td>市民の代表</td> <td>山下真一</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>上村喬</td> <td>市民の代表</td> <td>★小倉紀雄</td> <td>学識経験者</td> </tr> <tr> <td>古屋泰男</td> <td>市民の代表</td> <td>千葉保彦</td> <td>学識経験者</td> </tr> <tr> <td>☆横田君子</td> <td>市民の代表</td> <td>野村亮</td> <td>学識経験者</td> </tr> <tr> <td>田村半十郎</td> <td>事業者</td> <td>畠瀬頼子</td> <td>学識経験者</td> </tr> </tbody> </table>	開催日	内容	8月(書面)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福生市環境基本計画実行計画(令和2年度進捗状況)について</li> <li>・福生市環境基本計画実行計画(令和3年度)について</li> </ul>	池田英津子	市民の代表	山下真一	事業者	上村喬	市民の代表	★小倉紀雄	学識経験者	古屋泰男	市民の代表	千葉保彦	学識経験者	☆横田君子	市民の代表	野村亮	学識経験者	田村半十郎	事業者	畠瀬頼子	学識経験者
開催日	内容																								
8月(書面)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福生市環境基本計画実行計画(令和2年度進捗状況)について</li> <li>・福生市環境基本計画実行計画(令和3年度)について</li> </ul>																								
池田英津子	市民の代表	山下真一	事業者																						
上村喬	市民の代表	★小倉紀雄	学識経験者																						
古屋泰男	市民の代表	千葉保彦	学識経験者																						
☆横田君子	市民の代表	野村亮	学識経験者																						
田村半十郎	事業者	畠瀬頼子	学識経験者																						
詳細について	環境政策課環境政策係へ																								

事業名	かんきょう通信
事業番号	9
開始時期	平成14年10月15日
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	かんきょう通信市民編集員 担当:環境課
事業の内容	<p>環境情報プロジェクトは市民参加により市民の環境に対する意識啓発とPRを図るためのものです。令和3年度はかんきょう通信市民編集部により、かんきょう通信を年1回発行しました。かんきょう通信は全戸配布しています。</p> <p>【活動】</p> <p>かんきょう通信編集会議を開催し、記事の作成、レイアウト等、より良い「かんきょう通信」を皆さんにお届けできるよう、また、環境について関心をもっていただけるよう活動しています。</p> <p>●令和4年3月50号発行</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度ふっさ環境フェスティバルを振り返って</li> <li>・サイクルシェアリングを利用してみよう!</li> <li>・アライグマ・ハクビシンのこと お気軽にご相談ください!</li> <li>・福生市の地球温暖化対策の取組紹介</li> <li>・環境豆知識クイズ ～気候変動編～</li> <li>・かんきょう通信市民編集員 大募集!</li> </ul>
詳細について	「かんきょう通信」の編集に携わっていただける市民の方を募集しています。環境政策課環境政策係へご連絡ください。



事業名	環境マネジメントシステム
事業番号	10
開始時期	平成20年11月
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	市民、環境政策の専門家、福生市 <span style="float: right;">担当: 環境課</span>
事業の内容	<p>「環境マネジメントシステム」とは企業や自治体といった組織が、環境に影響を及ぼす側面を特定し、環境配慮の方針や計画を立て(Plan)、その実現に向けて環境配慮行動を実行し(Do)、その達成度を点検し(Check)、見直し・改善する(Action)という一連のサイクルのことです。</p>  <p>福生市では平成20年度より環境マネジメントシステムを導入し、事業所としての環境負荷削減を目的とした地球温暖化対策実行計画の推進について市民を交えた評価を進めています。</p> <p>平成26年度から従来の仕組みを土台として、福生市の独自性をもった仕組み F-e(Fussa environmental management system の略) を新たな規格とし、学校や指定管理施設を含む市のすべての行政施設において、市長以下教職員を含む全職員が、節電や省資源など具体的に数値目標を掲げて、日々環境に配慮した取組を実践しています。</p> <p>市の取組の状況や成果については、市民や職員、専門家によって監査等(環境監査・優良取組選定)が行われ、令和3年度は2月に、新型コロナウイルス感染症対策として、書面及びリモート形式で監査等を実施しました。</p>
詳細について	環境政策課環境政策係へ





事業名	喫煙マナーアップキャンペーン
事業番号	11
開始時期	平成16年度
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	たばこ組合、酒販組合、JT、福生市 <span style="float: right;">担当:環境課</span>
事業の内容	<p>「たばこのポイ捨て」や「歩きたばこ」が社会問題となっています。吸い殻のポイ捨てはまちを汚す原因の一つです。一方、歩きたばこは、喫煙者本人が気付かないうちに、他人の服や持ち物を焦がす、他人にやけどを負わせる、子どもの顔にたばこの火種が当たるなど、周りの人に被害を及ぼす可能性があります。</p> <p>こうした迷惑行為や危険行為に対して、喫煙者のマナーの向上が何より重要という考えの下、「喫煙マナーアップキャンペーン」を実施しています。</p> <p>また、11月1日から14日までをキャンペーン期間とし、福生駅東口・西口・東福生駅東口・西口・牛浜駅東口・西口・熊川駅・拝島駅北口にのぼり旗を掲げました。</p> <p><b>【キャンペーン実施日】</b> 令和3年11月8日、令和3年11月10日</p> 
詳細について	ごみ減量対策課ごみ減量対策係へ

事業名	熊川分水に親しむ会
事業番号	12
開始時期	平成16年2月4日
事業のスタイル	市民によるボランティア事業
構成メンバー	市民及び学識経験者 <span style="float: right;">担当:まちづくり計画課</span>
事業の内容	<p>【熊川分水に親しむ会とは】</p> <p>福生の自然や景観及び文化、歴史の維持、保全、継承を目的とした活動を行う団体です。</p> <p>熊川分水は、東京の武蔵野台地に設けられた玉川上水の35番目の分水です。分水(水路長2,075m)の大部分は私有地を流れていますが、宅地化、住宅化にともなって暗渠部が増え、現在は約50%以上が暗渠になっています。かつて熊川分水は水車動力源や灌漑用水、飲料水や生活用水として大きな役割を果たして来ましたが、現在は緑とせせらぎの自然豊かな憩いの場となっています。分水の側壁は玉石を用いた空石積み(コンクリートなどの詰め物がない石積み)でつくられた歴史的価値ある石積みで、先人の技能の高さを証明しています。今では全国的にも空石積みの用水は少なくなり、石積職人も少なくなっています。この先人の残した文化財としても価値のある福生市の遺産を次世代に引き継ぐように、市民の皆さんと共に保存に取り組む活動をしています。</p> <p>主な活動としては、地域の文化や歴史・知識を深め、保全活動を支える取組として会員及び市民向けの講座を公民館と協働で定期的で開催しています。</p> <p>子どもを対象とした夏休みイベント、観光ガイドツアーなど分水保全のための働きかけを行っています。更に熊川分水に親しむ会では、福生分水、湧水など幅広く水環境保全活動を行っています。</p> <p>～令和3年度の主な活動一覧～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●新型コロナウイルス感染対策として総会に代えて活動報告を会員に郵送</li> <li>●協働事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>①くるみるふっさガイドツアー</li> <li>②福生第二小学校総合学習支援</li> <li>③熊川分水に親しむ講座(主催:白梅分館)</li> </ul> </li> <li>●イベント参加             <ul style="list-style-type: none"> <li>①まちづくり景観推進連絡会参加</li> <li>②地球温暖化防止キャンペーン(市役所ロビー)に協力参加</li> </ul> </li> </ul>
詳細について	<p>分水や湧水の保全および自然景観の維持の考えに賛同し、活動に参加いただける方々を広く求めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●入会:福生市在住、在勤者および学識経験者</li> <li>●会費なし</li> </ul>



事業名	公園ボランティア
事業番号	13
開始時期	平成16年4月
事業のスタイル	協働事業(市民ボランティア)
構成メンバー	市民ボランティア、福生市 <span style="float: right;">担当:施設公園課</span>
事業の内容	<p>&lt;公園ボランティア&gt;</p> <p>市では平成16年4月から、市民の皆さんとの協働により公園ボランティア事業を実施しています。</p> <p>主な活動内容は花壇の手入れや除草、公園での清掃などです。現在登録されている方は花や緑が好きな方、公園が好きな方です。</p> <p>&lt;公園ボランティア活動状況&gt;</p> <p>令和3年度は47の公園で398名と13団体の方が活動しました。</p> <p>市内には76の公園・児童遊園、緑地公園があり、近所の公園やお気に入りの公園で都合の良い時間に活動することができます。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">活動の様子</div>  
詳細について	公園ボランティアは登録をしていただきます。環境政策課緑と公園係までご連絡ください。登録の書式は、担当課または市のホームページにあります。

事業名	ごみ処理施設見学会
事業番号	14
開始時期	昭和 52 年 6 月 25 日
事業のスタイル	市事業
構成メンバー	市内在住の小学生と保護者 <span style="float: right;">担当: 環境課</span>
事業の内容	<p>夏休み親子施設見学会として、家庭から出されたごみがどのように処理されているのか、ごみ処理施設を見学します。</p> <p>※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 (写真は令和元年度のもの)</p> 
詳細について	<p>広報や市ホームページ等で見学会開催について掲載しますので、お申し込みください。</p> <p>詳しくはごみ減量対策課ごみ減量対策係へご連絡ください。</p>

事業名	コンポストによる生ごみ等の堆肥化と食育講座等への活用
事業番号	15
開始時期	平成20年度
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	地域住民、食育講座に参加する市民、公民館白梅分館 担当:公民館白梅分館
事業の内容	<p>【コンポストによる堆肥作り】</p> <p>公民館白梅分館ではコンポスト4基を設置し、生ごみ等の堆肥化を行っています。</p> <p>学童クラブ「たんぼぼクラブ」で発生する生ごみや、白梅分館で育てた作物のうち食べられなくなったもののほか、近隣の住民や利用者等に家庭で出る生ごみを持ち込んでいただいています。</p> <p>身近なところから生ごみの減量と資源化を目指し、環境意識を高めています。</p>  <p>【食育講座等への活用】</p> <p>できあがった堆肥は、白梅分館裏庭の小さな畑を使った食育講座の実践に役立てているほか、白梅分館の花木の栽培の肥料として活用しています。</p> <p>食育講座では堆肥を使った土づくりから収穫までの農作業体験を通して、食と環境とのかかわりについて学習を深めています。</p>
詳細について	<p>生ごみを持ち込みいただく場合はご相談ください。</p> <p>食育講座の参加者募集は広報ふっさに掲載します。詳しくは公民館白梅分館へご連絡ください。</p>

事業名	サイクルシェアリング事業
事業番号	16
開始時期	平成 23 年度
事業のスタイル	市事業
構成メンバー	担当課:環境課
事業の内容	<p>シェアリングの手法を用いて、市民等に電動アシスト自転車を利用できる機会を広く提供し、石油燃料を使用する自動車利用からの転換により市域における地球温暖化対策を推進するとともに、観光交流人口を増やし地域振興・活性化を推進することを目的とし、市民に限らずより多くの人々が利用できる新たな交通システムの構築と運用による実証実験を平成 25 年度をもって終了し、平成 26 年度から本格実施となりました。</p> <p>本格実施に伴い、サイクルシェアリングのステーションの名称を「たっけー☆☆サイクルポート」に改め、平成 27 年度に増設した福祉センター駐車場内のステーションを含め、市内 5 箇所のサイクルポートで運用してきましたが、設備の老朽化等の状況を踏まえ、更なるサービスの拡充を図るため、令和 3 年 12 月 24 日をもってサービスを終了しました。</p> <p>令和 4 年度より、広域利用が可能な「HELLO CYCLING」による、サイクルシェアリングを導入するため、令和 4 年 3 月の1か月間、サービスの試行実施を行いました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="507 1223 858 1682"> </div> <div data-bbox="911 1335 1326 1648"> </div> </div> <p>令和 3 年 12 月まで稼働していた たっけー☆☆サイクルポートマップ</p> <p>令和 4 年度から 「HELLO CYCLING」を 導入します。</p>
詳細について	サイクルシェアリングに関する問合せは、環境政策課環境政策係へ

事業名	市民農園
事業番号	17
開始時期	昭和49年
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	市民農園使用者協力会・福生市 担当:シティセールス推進課
事業の内容	<p>市内に7か所(熊川東、南田園第二、福生奈賀、福生武蔵野、熊川武蔵野第二、熊川北、熊川牛浜)の市民農園を設置し、1区画約10㎡の菜園を利用いただいています。</p> <p>貸出期間は3年間、費用(協力会費)は3年間で3,000円(更新時の整備工事費、水道料金・維持管理費)です。</p> <p>家族で野菜作りを楽しむ場になっているほか、環境を潤す「みどり」を提供しています。</p> <p>農園の管理は市民農園使用者協力会と、事務局のシティセールス推進課との協働で行われています。</p>
詳細について	<p>使用者の募集案内は、「広報ふっさ」及び「市ホームページ」にて行ないません。各農園により、募集時期が異なりますので、詳細は市民農園使用者協力会事務局(シティセールス推進課)までお問い合わせください。</p>





事業名	文化財・史跡ボランティアガイド事業
事業番号	18
開始時期	平成 25 年度
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	福生市文化財・史跡ボランティアガイド 郷土資料室職員 担当: 郷土資料室
事業の内容	<p>【文化財ガイド事業とは】</p> <p>福生市郷土資料室において実施された文化財ガイド養成講座受講者のガイドにより、市内の文化財等を紹介するツアー事業です。</p> <p>ガイドツアーの参加者が文化財に対して理解を深めてもらうのは勿論、ガイドの方々も養成講座で学んだ知識を基に自らが解説者となることで、郷土に対する愛着をさらに深めていただくことも目的としています。</p> <p>【市内文化財・史跡ガイドツアーについて】</p> <p>東京文化財ウィーク期間中に、テーマを設定したツアーや企画展示関連事業として、市内を散策しながら文化財等を紹介するガイドツアーを行っています。</p> <p>【令和3年度】</p> <p>年3回のガイドツアーを予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止した。</p>
	
	過去のガイドツアーの様子
詳細について	事前に広報および福生市郷土資料室ホームページで参加者の募集を行っています。詳しい内容については、これらをご覧ください。

事業名	清潔で美しいまちづくり事業
事業番号	19
開始時期	平成 23 年 4 月 1 日
事業のスタイル	市事業
構成メンバー	市委託事業 <span style="float: right;">担当:環境課</span>
事業の内容	<p>福生市清潔で美しいまちづくり条例により、ポイ捨て及び犬のふんの放置の防止並びに路上喫煙等の規制のため、看板等条例周知用物品の設置、見回り調査及び条例違反者に対する指導等、市民への条例の周知・啓発を行い、市民の快適な生活環境の確保を図りました。</p> <p>また、福生駅、牛浜駅、東福生駅、熊川駅周辺に、路上禁煙区域を指定しています。</p> <p style="text-align: center;">条例周知用看板の設置</p>  <p style="text-align: center;">路上禁煙区域周知用看板の設置</p> 
詳細について	ごみ減量対策課ごみ減量対策係へ

事業名	清掃だより発行
事業番号	20
開始時期	昭和 52 年 6 月 25 日
事業のスタイル	市事業
構成メンバー	担当:環境課
事業の内容	<p>環境衛生に対する市民意識の高揚を図り、清潔な環境の形成に努めていくことを目的に、清掃だより(もっとクリーン)を年 2 回発行し市民に配布しました。</p> <p>令和 3 年 12 月 15 日号 令和 4 年 3 月 15 日号</p>  <p>令和 4 年 3 月 15 日号</p>
詳細について	ごみ減量対策課ごみ減量対策係へ




事業名	多摩川河川清掃
事業番号	21
開始時期	平成15年5月
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	国土交通省、地元企業、ガールスカウト、一般市民、横田基地ボランティア 福生市  担当: 施設公園課
事業の内容	<p>【多摩川河川清掃】</p> <p>国土交通省の「多摩川クリーン作戦」の一環として、毎年6月のふっさ環境フェスティバルに合わせて、地元企業や市民の皆さんと協働して多摩川の河川清掃を実施しています。</p> <p>※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止</p>
詳細について	市の広報にてお知らせしています。申込みは不要ですので、当日、直接集合場所へおいでください。


事業名	玉川上水遊歩道を考える会
事業番号	22
開始時期	平成16年2月26日
事業のスタイル	市民によるボランティア事業
構成メンバー	関心のある方 担当:まちづくり計画課
事業の内容	<p>【玉川上水遊歩道を考える会とは】</p> <p>玉川上水は、江戸時代の急激な人口増加に伴う飲料水の不足に対応するため、多摩川を水源とする上水として開削されました。</p> <p>福生市内を流れる玉川上水は、約4.3kmです。このうち、宮本橋からみずくらいど公園に至る約2.1kmの区間に上水沿い遊歩道がありません。</p> <p>ここに連続した緑ゆたかな遊歩道を整備することは、これからの福生のまち環境の向上、多摩地区から都心に至る「貴重な連続した水と緑の帯」形成にとって必要不可欠の大きな条件であると考えます。</p> <p>その志を一つにする福生市民の有志が立ち上げた会です。</p> <p>～令和3年度の主な活動一覧～</p> <p>●定期総会(書面開催)</p> <p>※例年は、環境フェスティバル、公民館本館まつり、玉川上水ウォーク(年4回)、都・区市連絡協議会参加、まちづくり景観推進連絡会参加、玉川上水ネット等活動の実施、または参加をしていますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止や延期となりました。</p>
詳細について	<p>私たちの考えに賛同いただけ、関心のある方々を広く求めています。</p> <p>●入会資格:老若男女(居住地の如何を問いません。)</p> <p>●会費有(年間1,000円)</p>

事業名	地域猫モデル地区における猫の去勢・不妊手術費助成事業
事業番号	23
開始時期	平成18年4月1日
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	福生地域ネコの会、町会、福生市 <span style="float: right;">担当:環境課</span>
事業の内容	<p>地域猫制度は飼い主のいない猫から起こるいろいろなトラブルを地域の問題としてとらえ、市民ボランティア、町会、行政の協働事業で解決しようとするしくみです。地域住民の合意を前提に去勢・不妊手術をしながら地域で管理し、飼い主のいない猫の数を減少させていくためのコントロールを行い、人と飼い主のいない猫との共生を目指します。</p> <p>平成16年度、市民会議「人と動物の共生会議」が「猫問題に関する提言書」を市長へ提出。この提言に基づき、「福生市地域猫モデル地区における猫の去勢・不妊手術費助成事業」が、平成18年度より制度化されました。令和3年度は12地区で78匹(オス31匹・メス47匹)の手術を実施しました。</p> <p><b>■福生地域ネコの会</b></p> <p>「地域猫を考える市民会議」が母体となり、平成18年4月「福生地域ネコの会」が結成されました。令和3年度は、定例会議等を3回開催しました。また、飼い主のいない猫の治療費等を確保するため、市役所や動物病院への募金箱設置を実施しました。</p>
詳細について	福生地域ネコの会では、猫の去勢・不妊手術の募金等受け付けています。詳しくは環境政策課環境政策係へご連絡ください。



事業名	ふっさの自然を知ろう～さわって発見！鳥のひみつ～
事業番号	24
開始時期	令和4年3月29日
事業のスタイル	市主催事業
構成メンバー	講師、参加者(小学3年生～中学3年生)、公民館本館職員 担当:公民館本館
事業の内容	<p>小学3年生～中学3年生を対象に、春休み中に開催した講座です。講義だけでなく、さまざまな鳥の標本を間近で観察し、また、鳥の翼の標本に触れ、実際の大きさや質感を感じるにより、鳥の特徴や生態、自然環境を楽しく学びました。</p> <p>参加者数 7人</p> 
詳細について	市広報等で参加者を募集します。

事業名	廃棄物減量監視事業
事業番号	25
開始時期	平成12年1月4日
事業のスタイル	市事業
構成メンバー	市委託事業 <span style="float: right;">担当:環境課</span>
事業の内容	<p>西多摩衛生組合にて、福生市内の事業所から出された廃棄物が適正に処理されているか調査し、適正処理を促します。</p> <p>※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 (写真は令和元年度のもの)</p> <p>監視作業の様子</p>  <p>不適正物</p> 
詳細について	ごみ減量対策課ごみ減量対策係へ

事業名	廃棄物減量等推進員
事業番号	26
開始時期	平成5年7月1日
事業のスタイル	市事業
構成メンバー	市民代表 39 人(年度末現在) <span style="float: right;">担当:環境課</span>
事業の内容	<p>一般廃棄物の適正な処理及びごみ減量のため、福生市廃棄物減量等推進員として市長が委嘱し、市の施策への協力その他の活動を行っています。</p> <p>「廃棄物減量等推進員」の活動 令和3年10月1日 会議ではごみ処理実績の報告、ごみの散乱防止と3Rを進めるためのポスター・標語コンテストの審査について協議しました。</p> <p>※施設見学会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止</p> 
詳細について	<p>推進員は市内各町会・自治会及び各商栄会等より推薦をいただいた方々を市長が委嘱しています。</p> <p>詳しくはごみ減量対策課ごみ減量対策係へご連絡ください。</p>



事業名	廃棄物減量等推進審議会
事業番号	27
開始時期	平成5年7月1日
事業のスタイル	市事業
構成メンバー	市民の代表、学識経験者等8人(年度末現在) 担当:環境課
事業の内容	<p>一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議するための市長の付属機関であり、委員の任期は2年、市民の代表、学識経験者等8人で構成しています。</p> <p><b>【審議内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項</li> <li>(2) 廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項</li> <li>(3) その他市長が必要と認める事項</li> </ul> <p>「廃棄物減量等推進審議会」の開催 令和3年8月17日、10月11日 会議では、ごみ処理実績の報告、一般廃棄物処理基本計画について協議しました。</p> 
詳細について	ごみ減量対策課ごみ減量対策係へ






事業名	花いっぱい運動
事業番号	28
開始時期	平成2年度
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	グリーンクラブ福生、福生市農業委員会、福生市 担当:環境課
事業の内容	<p>福生市では平成2年度から年2回、春と秋に多くの市民が楽しめるよう、街角、通学路、公園、広場等に町会・自治会等の市民や農業者を中心とするボランティアによる草花の苗(サルビア、パンジー等)の植栽を行い、緑化と美化を進めています。</p> <p>加えて、花いっぱいコンテスト(春・秋)については花いっぱい運動で楽しく見栄えのする花壇を作る取組の一助としてふっさ花とみどりの会が実施しています。</p> <p>※花いっぱいコンテストについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。</p> <p>《令和3年度の取組》</p> <p>① 花いっぱい運動事業(春) 実施期間 5月11日～5月31日          花の配布数 サルビア・ペチュニア 14,400株 マリーゴールド 15,600株          参加団体 94</p> <p>② 花いっぱい運動事業(秋) 実施期間 11月10日～11月28日          花の配布数 パンジー・ビオラ 27,500株 葉ボタン 6,500株          参加団体 97</p> <p>主な団体 町内会、商店街、体育館、図書館、市民会館、公民館、保育園、幼稚園、小中学校、農業者、商工会、市内事業者など</p>
詳細について	環境政策課環境政策係へ







事業名	花いっぱい運動(国道16号・やなぎ通り)
事業番号	29
開始時期	平成22年5月
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	ふっさ花とみどりの会、ボランティア、福生市 <span style="float: right;">担当:環境課</span>
事業の内容	<p>平成2年から実施している花いっぱい運動を発展させるため、花とみどりの会が提言し、行っている花いっぱい運動です。平成21年度末にやなぎ通りに設置したプランターと16号のハナミズキの植樹ますに、春はポーチュラカ、秋はパンジー・ノースポール・ビオラを植えました。植栽にはやなぎ通り沿いでボランティアにご協力くださっているご家庭と店舗、国道16号の横田基地前商店街連絡協議会、横田基地のボランティアの方々等が参加しています。</p> <p>植栽(春)</p> <p>○ポーチュラカ</p> <p>やなぎ通り 660株</p> <p>国道16号 416株</p>  <p>植栽(秋)</p> <p>○パンジー</p> <p>やなぎ通り 656株</p> <p>○ノースポール</p> <p>やなぎ通り 224株</p> <p>○ビオラ</p> <p>国道16号 416株</p> 
詳細について	環境政策課環境政策係へ

事業名	ふっさ環境フェスティバル
事業番号	30
開始時期	平成 15 年度
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	市民、企業、事業者、NPO 法人、学校、福生市 担当：環境課
事業の内容	<p>地球環境、自然環境へのふれあいをテーマにした、実行委員会による市民参加型イベントです。例年、自然豊かな多摩川中央公園を会場に、環境月間の6月に合わせて開催しています。</p> <p>第19回目を迎えた令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、従来の来場型イベントの代わりに、まちなか全体を会場とした新しい環境フェスティバルを開催しました。</p> <p>【開催期間】環境省が規定する環境月間である6月の1か月間          【参加団体】88 団体          【内 容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「私たちの環境配慮」&amp;「環フェステッカー」の掲示</li> <li>② SNS (YouTube・Facebook・Instagram) を活用した環境情報の発信</li> <li>③ 環フェスマップの作成(3,000 部)</li> <li>④ チラシ及び市ホームページでの環フェスクイズの実施</li> <li>⑤ 環境スポット紹介(環フェスマップ&amp;市ホームページ)</li> <li>⑥ ゴーヤの苗、チューリップの球根の配布</li> <li>⑦ 市役所1階ロビーでのパネル展示</li> <li>⑧ フードドライブ、ぬいぐるみ回収 等</li> </ol> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>ポスター</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>環フェスマップ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>環フェステッカー</p> </div> </div>
詳細について	フェスティバルを企画・運営する実行委員も募集中。詳細は広報や HP でご案内しますので、お気軽にご参加ください。

事業名	福生スクラム・マイナス 50%協議会
事業番号	31
開始時期	平成 18 年 8 月
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	市民、商工会、事業者、学識経験者、福生市 担当:環境課
事業の内容	<p>福生スクラム・マイナス 50%協議会は、環境省の「環境と経済の好循環のまちモデル事業」の補助金を受けて、福生市と福生市商工会が中心に設立した協議会です。協議会には、市、商工会、市民の代表、商工会推薦による事業者らが参加しています。</p> <p>平成 21 年度からは、東京都の「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の市町村助成金を活用した事業を実施しています。</p> <p><b>【令和 3 年度のおもな活動】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) みどりのカーテン大作戦(事業番号:40)</li> <li>2) 花いっぱい運動(事業番号:28、29)</li> <li>3) ふっさ環境フェスティバル(事業番号:30)</li> <li>4) 環境学習推進事業(事業番号:7)</li> <li>5) クビアカツヤカミキリ防除事業(事業番号:43)</li> </ol> <p>※環境学習講座については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業実施を見合わせました。</p> <p>詳しくは、各事業案内のページをご覧ください。</p>
詳細について	環境政策課環境政策係へ

事業名	福生まちなか涼み処・温み処
事業番号	32
開始時期	平成23年8月
事業のスタイル	市事業
構成メンバー	担当:環境課
事業の内容	<p>夏期(7月～9月)と冬期(12月～3月)に、家庭での節電を奨励するとともに、市内公共施設において市民が涼み(温み)、交流することができるスペースを確保し、市民の利用を促します。</p> <p>公共施設を利用することで、家庭での電力及びエネルギー消費量を削減し、市全体での節電効果が高まります。</p> <p>※令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。</p> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設で、新たに冷房(暖房)空間を用意するのではなく、通常の開館時間内において、市民が一時的に涼む(温む)ことができることを「福生まちなか涼み処・温み処」として周知、案内する。</li> <li>・各施設は、市民が気軽に、気兼ねなく過ごせる工夫をする。</li> </ul> <p><b>【対象施設】計10施設</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 市役所(1階情報スペース)</li> <li>② 市民会館・公民館(1階ロビー)</li> <li>③ 松林会館</li> <li>④ 白梅会館</li> <li>⑤ わかざり会館</li> <li>⑥ わかたけ会館</li> <li>⑦ かえで会館</li> <li>⑧ 福東会館</li> <li>⑨ 福祉センター</li> <li>⑩ 福生市観光案内所「くるみるふっさ」</li> </ol>
詳細について	環境政策課環境政策係へ

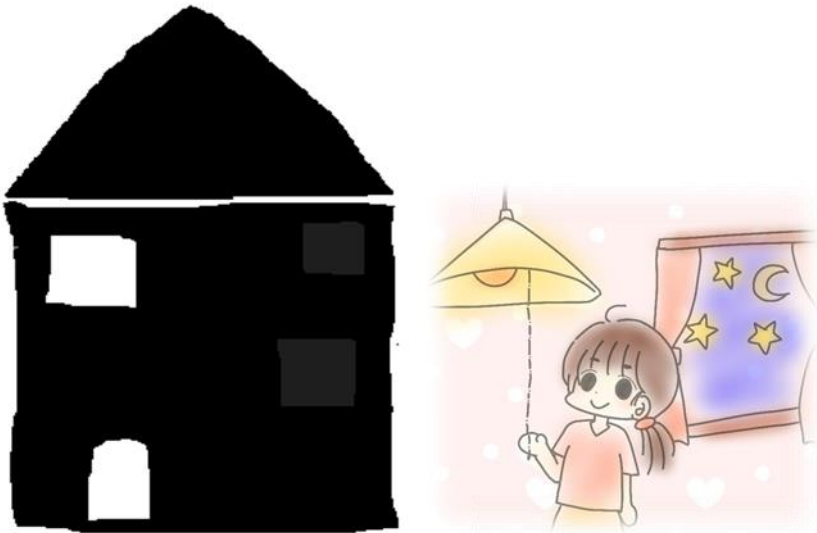
事業名	福生水辺の楽校「多摩川サポーターズ」
事業番号	33
開始時期	平成16年3月
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	福生水辺の楽校運営協議会(事務局 福生市)、参加者、ボランティア、NPO法人 担当:環境課
事業の内容	<p>福生水辺の楽校運営協議会では、水辺の遊びを支える地域連携体制の構築や、自然環境あふれる安全な水辺の創出を目的に多摩川をフィールドとした福生水辺の楽校を運営しています。「多摩川サポーターズ」は福生水辺の楽校の活動の一環で、中学生以上を対象としたボランティア養成を目的とした講座です。</p> <p>《令和3年度多摩川サポーターズ》          第1回 水生生物をつかまえて水質をしらべよう          (緊急事態宣言のため中止)          第2回 いかだを作ろう          (緊急事態宣言のため中止)</p>   <p>(写真は令和2年度のもの)</p>
詳細について	<p>無料で参加できます。登録制のため、環境政策課環境政策係までご連絡ください。</p> <p>活動内容については、広報及び市のホームページにて、毎月お知らせしています。</p>

事業名	福生水辺の楽校「多摩川で遊ぼう！」
事業番号	34
開始時期	平成16年3月
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	福生水辺の楽校運営協議会(事務局 福生市)、参加者、ボランティア、NPO法人 担当:環境課
事業の内容	<p>【水辺の楽校とは】</p> <p>子どもたちの水辺の遊びを支える地域連携体制の構築や、自然環境あふれる安全な水辺の創出を目的に行っている、国土交通省が中心となり進めるプロジェクトです。</p> <p>【多摩川で遊ぼう！】</p> <p>福生水辺の楽校では「多摩川で遊ぼう！」を合言葉に毎月第2日曜日を中心に市内の多摩川で自然体験活動をしています。「多摩川にはどんな生き物がいるの」という疑問から「多摩川で遊んでみたいけど」という要望まで、福生水辺の楽校がお応えします。</p> <p>《令和3年度多摩川で遊ぼう》</p> <p>第1回 バードウォッチング&amp;ごみ拾い</p> <p>第2回 多摩川の魚を見つけよう</p> <p>第3・4回 誰でもできる簡単釣り体験(午前・午後)</p> <p>※川の増水により中止</p> <p>第5回 いかだで冒険、多摩川で泳ごう</p> <p>※緊急事態宣言のため中止</p> <p>第6回 多摩川の魚を見つけよう</p> <p>※緊急事態宣言のため中止</p> <p>第7回 バッタをゲット</p> <p>第8回 バードウォッチング&amp;ごみ拾い</p> <p>第9回 クリスマスリースを作ろう</p> <p>第10回 手作り凧あげ</p>
詳細について	無料で参加できます。登録制のため、環境政策課環境政策係までご連絡ください。活動内容については、広報及び市のホームページにて、毎月お知らせしています。

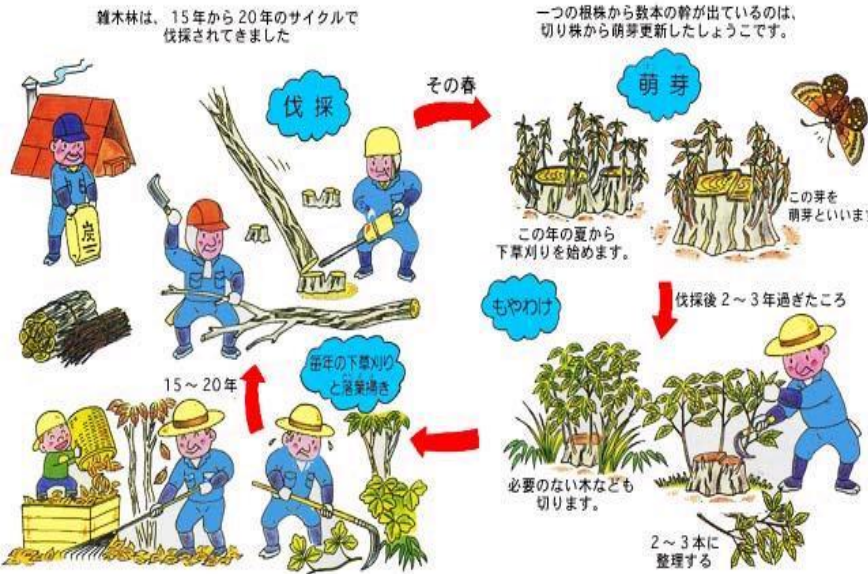


事業名	福生水辺の楽校 ヤマメの卵配付事業
事業番号	35
開始時期	平成 23 年度
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	福生水辺の楽校運営協議会(事務局 福生市)、学校、漁協関係者 担当:環境課
事業の内容	<p>子どもたちが、魚の生態を学び、自然への理解を深めることを目的に、応募のあった小中学校へのヤマメの卵の配付を実施しています。</p> <p>令和3年度は、6校から応募があり、秋川漁協の協力のもと、各校に配付しました。配付後は、学校及び各家庭での飼育を行いました。また、学校で飼育した卵については、孵化した後、各校の教諭、市事務員、児童による多摩川への放流が行われました。</p> <p>■令和3年度の実績■</p> <p>《卵の配付》 令和3年11月中旬に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福生第一小学校 約200粒受け取り、学校で飼育。</li> <li>・福生第二小学校 約200粒受け取り、学校で飼育。</li> <li>・福生第四小学校 約400粒受け取り、学校で飼育。</li> <li>・福生第五小学校 約200粒受け取り、学校及び各家庭で飼育。</li> <li>・福生第六小学校 約250粒受け取り、学校で飼育。</li> <li>・福生第一中学校 約550粒受け取り、学校で飼育。</li> </ul> <p>《稚魚の放流》 令和3年12月下旬から令和4年2月上旬にかけて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福生第一小学校 12月27日(月) 教員1名と共に、多摩橋付近の多摩川にて放流。</li> <li>・福生第二小学校 2月9日(水) 福生南公園付近の多摩川にて放流。</li> <li>・福生第四小学校 1月26日(水) 教員3名及び児童42名と共に、かに坂公園付近の多摩川にて放流。</li> <li>・福生第五小学校 1月27日(木) 教員3名及び児童30名と共に、福生南公園付近の多摩川にて放流。</li> </ul> <p>なお、福生第六小学校、福生第一中学校については、孵化しなかったため、放流は実施しませんでした。</p>
詳細について	環境政策課環境政策係へ



事業名	ふっさライトダウンキャンペーン
事業番号	36
開始時期	平成20年6月
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	市民、事業者、福生市 <span style="float: right;">担当:環境課</span>
事業の内容	<p>日常生活の中で地球温暖化防止を実践する動機付けとなることを目的としたキャンペーンです。</p> <p>夏至と冬至等の季節に、広報・ホームページにて家庭や事業所に安全面、防犯面で支障のない範囲での消灯の協力を呼びかけました。</p> <p>【キャンペーン実施日時】          令和3年 6月 21日(月) 午後8時から10時までの2時間          令和3年 7月 7日(水) 午後8時から10時までの2時間          令和3年 12月 22日(水) 午後6時から8時までの2時間</p> <p style="text-align: center;"><b>身近な行動で省エネを</b></p>  <p>The illustration shows a black silhouette of a house on the left. To its right is a colorful illustration of a young girl with brown hair in a ponytail, wearing a red shirt. She is holding a string attached to a glowing yellow lamp. In the background, there is a window with a night sky scene featuring a crescent moon and three yellow stars.</p>
詳細について	夏至や冬至に関わらず、積極的な省エネ活動にご協力ください。詳しくは環境政策課環境政策係へご連絡ください。





<p>事業名</p>	<p>萌芽更新</p>
<p>事業番号</p>	<p>37</p>
<p>開始時期</p>	<p>平成14年6月</p>
<p>事業のスタイル</p>	<p>協働事業</p>
<p>構成メンバー</p>	<p>市民ボランティア等、福生市 <span style="float: right;">担当: 施設公園課</span></p>
<p>事業の内容</p>	<p style="text-align: center;"><b>福生萌芽会</b></p>  <p style="text-align: center;">雑木林の再生を目的とし、「積極的に手を加える」という緑地保全・再生の考えのもとに、樹木の伐採、下草刈り、樹木の間引き等の保全活動を行い、緑地管理の方向性等を検討します。</p> <p style="text-align: center;">毎月、第二日曜日の午前中に、文化の森の下草刈や落葉掃き等の活動を実施しています。</p>
<p>詳細について</p>	<p>会員数は25名です。随時メンバーを募集しております。 詳しくは、環境政策課緑と公園係へ</p>

事業名	保存樹林地等奨励金交付事業																										
事業番号	38																										
開始時期	昭和50年																										
事業のスタイル	補助事業																										
構成メンバー	担当:環境課																										
事業の内容	<p>市では、緑化推進の一環として、市民の皆さんが樹林地及び樹木、生垣を設置し、今後、規定された年数以上にわたって維持管理を行うことが確約される場合に、奨励金を交付します。また、一定の条件を満たす生垣を新たに設置される方に設置費用を補助します。</p> <p>対象</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 面的なつながりが700㎡(7アール)以上ある樹林地を設置(所有)する者</li> <li>2 樹高が10m以上あり、かつ地上高1.5m部分の幹周が1m以上ある樹木を設置(所有)する者</li> <li>3 道路に接する部分の幹高が1m以上あり、かつ延長が5m以上ある生垣を設置(所有)する者</li> </ol> <p>※3にいう道路とは、次の(1)~(3)のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1)公道</p> <p>(2)私道のうち、起点および終点が公道又は幅員が4m以上ある袋小路でない私道に接するもの。</p> <p>(3)私道のうち、幅員4m以上でかつ延長が20m以上の袋小路のもの。</p> <p>【令和3年度の助成実績】</p> <p>保存樹林地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>件数</th> <th>筆数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地介在山林</td> <td>3件</td> <td>5筆</td> <td>1,700.00㎡</td> </tr> <tr> <td>一般山林</td> <td>2件</td> <td>3筆</td> <td>669.00㎡</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5件</td> <td>8筆</td> <td>2,369.00㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>保存樹木</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>件数</th> <th>本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31件</td> <td>153本</td> </tr> </tbody> </table> <p>保存生垣</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>件数</th> <th>箇所数</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>123件</td> <td>129箇所</td> <td>2,463m</td> </tr> </tbody> </table>	種別	件数	筆数	面積	宅地介在山林	3件	5筆	1,700.00㎡	一般山林	2件	3筆	669.00㎡	合計	5件	8筆	2,369.00㎡	件数	本数	31件	153本	件数	箇所数	延長	123件	129箇所	2,463m
種別	件数	筆数	面積																								
宅地介在山林	3件	5筆	1,700.00㎡																								
一般山林	2件	3筆	669.00㎡																								
合計	5件	8筆	2,369.00㎡																								
件数	本数																										
31件	153本																										
件数	箇所数	延長																									
123件	129箇所	2,463m																									
詳細について	環境政策課環境政策係へ																										

事業名	まちづくり景観推進連絡会
事業番号	39
開始時期	平成19年4月
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	景観に関連する団体の長、景観に関心のある市民 担当:まちづくり計画課
事業の内容	<p>【まちづくり景観推進連絡会とは】</p> <p>福生市では、市民一人ひとりの心の中にある美しい景観を大切に、まちの景観を次世代に引き継ぐべく、市民と行政の協働による景観形成を推進するため、市民参加の仕組みづくりの一環として、まちづくり景観推進連絡会を立ち上げました。</p> <p>一定の地区やテーマについて景観まちづくりを推進する各市民団体等が協力、連携し、福生市全体の景観まちづくりを考え、市に提案していきます。</p> <p>～令和3年度の活動一覧～</p> <p>6月28日 第1回まちづくり景観推進連絡会 10月25日 第2回まちづくり景観推進連絡会 11月29日 第3回まちづくり景観推進連絡会 12月20日 第4回まちづくり景観推進連絡会</p> <p>※環境フェスティバル参加の他、環境フォーラムの開催、まちづくり景観推進連絡会の開催(月1回)を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度に引き続き中止や延期となりました。</p>
詳細について	まちづくり計画課計画グループへ

事業名	みどりのカーテン大作戦
事業番号	40
開始時期	平成21年4月
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	担当:環境課
事業の内容	<p>福生スクラム・マイナス 50%協議会が主催し、一年生のツル性の植物を育成して、みどりのカーテンを作り、夏場の使用エネルギーの削減と緑化の推進を目的としています。</p> <p>【令和3年度】</p> <p>6月 ふっさ環境フェスティバル期間に、ゴーヤの苗 500 株を配布</p> <p>8月 みどりのカーテンコンテスト応募開始</p> <p>9月 みどりのカーテンコンテスト応募締切(応募総数 28 点)</p> <p>10月 みどりのカーテンコンテスト審査会</p> <p>12月 みどりのカーテンコンテスト入賞作品展示</p> <p>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年6月のふっさ環境フェスティバル内で実施していた「みどりのカーテン講習会」は中止しました。</p> <p>同様に、例年11月に行っていた「みどりのカーテンコンテスト表彰式」は開催を見送り、受賞者宅を個別に訪問し表彰を行いました。</p>
	<div data-bbox="464 1234 890 1554" data-label="Image"> <p>《 みどりのカーテン部門 》 最優秀賞 小嶋 壽夫 様</p> <p>「みどりのカーテン部門」最優秀賞の作品と表彰の様子</p> </div> <div data-bbox="906 1234 1347 1554" data-label="Image"> </div>
	<div data-bbox="464 1570 890 1890" data-label="Image"> <p>《 育成エピソード部門 》 最優秀賞 菅沼 浩 様</p> <p>「育成エピソード部門」最優秀賞の作品と表彰の様子</p> </div> <div data-bbox="906 1570 1347 1890" data-label="Image"> </div>
詳細について	福生スクラム・マイナス 50%協議会事務局(環境政策課環境政策係)へ

事業名	湧水調査
事業番号	41
開始時期	平成 25 年度
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	福生市、法政大学 <span style="float: right;">担当:環境課</span>
事業の内容	<p>市では「福生市環境基本計画」に基づき、「湧水の保護」の具体的な取組の一環として、平成 25 年度から法政大学山崎研究室と協働で湧水調査を行っています。学生と職員が現地に赴き、パックテスト等の検査を行う他、大学の研究室において精密機器を使った分析などを行っています。</p> <p>令和 3 年度は年 6 回、市内の湧水地点の水質調査を行い、湧水の状態の把握と保全に努めました。</p> <div style="text-align: center;">  <p>市内湧水地点</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>パックテスト</p> </div>
詳細について	環境政策課環境政策係へ

事業名	理数教育推進事業
事業番号	42
開始時期	平成 24 年 4 月
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	理科支援員 担当:教育指導課
事業の内容	<p>理数教育の充実を図ることを目的として、平成 24 年度には中学校全学年に、平成 25 年度からは中学校全学年に加えて、全小学校の第 5・6 学年に「理科支援員」を配置し、理科授業における観察・実験等の体験的な学習の支援を行っています。</p> <p>配置人員 13 人 活動時間 497 時間</p> <p>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定していた 1,075 時間のうち 497 時間の実施となりました。</p> <p>活動内容 理科授業における実験等の準備、補助、支援</p> <p>《事例》顕微鏡の整備、点検 植物の成長と日光の関わり ガスバーナーの使い方 生命の連続性と遺伝子 光合成実験 物の落下運動 てこのはたらき実験 電磁石作り 太陽と惑星 月の満ち欠け ものの燃え方実験 水の電気分解のしくみ 化学変化とイオン 原子・粒子の構造 運動とエネルギーの法則 回路と電圧の仕組 電圧と電流の仕組 凸レンズによる像のでき方 音の伝わり方 など</p>
詳細について	教育指導課へ



事業名	クビアカツヤカミキリ防除事業
事業番号	43
開始時期	令和元年
事業のスタイル	市事業
構成メンバー	担当:環境課
事業の内容	<p>幼虫が幹を食い荒らすことにより、サクラやウメなどのバラ科の樹木に被害をもたらす特定外来生物クビアカツヤカミキリについて、樹木の被害拡大を防ぐために捕獲、防除等を実施しました。</p> <p>防除については、国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所と試験地提供に関する覚書を締結し、被害樹木への薬剤散布や防除ネットの設置及び見回りなど専門的な見地から調査及び効果的な防除を実施しました。</p> <p>クビアカツヤカミキリについて広報、ホームページ、かんきょう通信による周知や町会・自治会への回覧、市内公共施設・幼稚園・保育園・小中学校へのポスター掲示により注意喚起を行い、目撃情報の収集を行いました。 ※クビアカツヤカミキリ防除に関する市民説明会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施しませんでした。</p> <div data-bbox="475 1133 906 1451" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="932 1149 1326 1182">クビアカツヤカミキリ(写真はメス)</p> <p data-bbox="932 1198 1070 1227">成虫の特徴</p> <ul data-bbox="932 1245 1246 1373" style="list-style-type: none"> <li>・体長は 2.5～4 cm</li> <li>・全体的に光沢のある黒色</li> <li>・胸部(クビの部分)が赤い</li> </ul> <div data-bbox="475 1489 914 1816" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="932 1532 1129 1561">薬剤散布の様子</p>
詳細について	問合せ、目撃情報の連絡は環境政策課環境政策係へ